

『台記』注釈（久寿二年四月）

原 水 民 樹

凡 例

一、人物の注は、『公卿補任』登載者については簡略にした。

一、本文は増補史料大成『台記』（臨川書店）を底本に用了。ただし、紙幅の都合により、原文は掲げず、読み下し文のみを示した。

一、読み下しは、原則として底本に付されている訓点に従つたが、一部私意で改めたところもある。

一、底本における割書は（ ）の形で示した。また、割書中の更なる割書はへ～の形で示した。

一、底本と参照写本間における主要な異同を【校異】欄に示し、底本の誤りと判断されるものは訂正し、疑問のある場合も注記した。なお、異同の中、写本側の誤りについては特に取り上げなかった。

一、読み下しには歴史的仮名遣いを用いた。

一、読み方は専ら私意によるもので、漢文訓読研究の成果を厳密に踏まえたものではない。

一、古体・異体・俗体の文字は、原則として通行の字体に改

めた。

一、人物の注は、『公卿補任』登載者については簡略にした。また、『平家物語研究事典』（明治書院）や新日本古典文学大系『保元物語 平治物語 承久記』付載「人物一覧」に詳しい説明が載る者についても、その旨を明記し、簡略な注にとどめた。その際、『平家物語研究事典』は『平家事典』、新日本古典文学大系『保元物語 平治物語 承久記』付載「人物一覧」は『新大系人物』と略称した。

一、他文献の本文についても、漢文体のものは私意により読み下し文の形で引用した。

一、参考した『台記』の写本は、京都大学附属図書館蔵本二部、宮内庁書陵部蔵本七部、国立公文書館内閣文庫蔵本五部、国立国会図書館蔵本二部、東京大学史料編纂所蔵本一部、大和文化館蔵本一部（国文学研究資料館蔵マイクロ資料による）である。諸本と記す場合は、上記十九本を指すものとする。この中、校異等で本文を引用した写本並びにその略称は左の通りである。

○京都大学附属図書館蔵（平松家旧蔵）本（平松三門／タ－
三）－京一（略称）

久寿二年

四月大。辛巳。

一日 丁丑。今日、須らく官政を行ふべし。而るに少納言参らず（二人は重服、一人は見病）。又、右少弁資長の外弁官参らず。仍りて之を停止す。右大将・中納言中将、平座に参る。俱に白襲を着す。此の中、大将は無文の冠に表袴、中納言は有文の冠に表袴なり。大将行事す。參議・少納言参らず。弁官は唯資長のみ参入す。一献の後、見参并びに禄法を奏す。俱に右少弁資長に下す、と云々。

- 同蔵十六冊本（五一〇四／タ／三）－京一（略称）
- 同蔵文化二年書写本（五一〇四／タ／六）－京三（略称）
- 宮内庁書陵部蔵二十四冊本（葉一一九三）－書一（略称）
- 同蔵天明書写本（二六五一〇〇九）－書二（略称）
- 同蔵享保書写本（柳四四七）－書三（略称）
- 同蔵二十一冊本（三五三一一七〇）－書四（略称）
- 同蔵十九冊本（三五〇一一七三）－書五（略称）
- 同蔵（広幡家旧蔵）本（三五九一一五〇）－書六（略称）
- 国立公文書館内閣文庫蔵二十一冊本（一六一一五四）－内一（略称）

【注】

- 同蔵（太政官文庫旧蔵）本（一六一一五八）－内二（略称）
- 同蔵（惜陰亭旧蔵）本（二六一一五五）－内三（略称）
- 国立国会図書館蔵（白河文庫旧蔵）本（わ二二〇・三二〇）－国一（略称）（二十七日の途中以降欠）
- 同蔵（榊原家旧蔵）本（わ二二〇・三一九）－国二（略称）（二十七日の途中以降欠）
- 大和文化館蔵本一大（略称）

(1) 官政 太政官庁における儀式的な政務で、四月・七月・十月の各朔日などに行われた。『西宮記』(卷第七)、『北山抄』(卷第七)等の故実書にその次第が載る。

(2) 少納言参らず この時の少納言は、藤原実経・藤原成隆・源通能の三人で、重服は実経と通能(『兵範記』久寿二年六月十一日条)。なお、各自における少納言の任時は、実経(後に実綱と改名)が久安六年(一一五〇)正月二十九日(『公卿補任』)、成隆が保延七年(一一四二)正月二十九日(『台記抄』)、通能が久寿元年(一一五四)十一月二十八日(『台記』他)。

(3) 資長 元永二年(一一一九)、建久六年(一一九五)。

藤原実光の男。正一位権中納言・民部卿に至る。この時、正五位下右少弁。当時、弁官は左大弁藤原資信を上首に

本書の底本に、増補史料大成『台記』を使用することを許可くださった臨川書店に深謝申し上げる。

七人在任しており、資長は最下席にあつた。右少弁の任時は久安六年（一一五〇）四月二十八日。『新大系人物』参照。

（4）右大将 藤原兼長。保延四年（一一三八）～保元三年（一一五八）。頼長の嫡男で、母は源師俊女。この時十八歳、正二位權中納言兼右大将・皇后宮權大夫。『新大系人物』参照。

（5）中納言中将 藤原師長。保延四年（一一三八）～建久三年（一一九一）。頼長の次男で、母は源信雅女。この時十八歳、従二位權中納言兼左中将。『新大系人物』『平家事典』参照。

（6）平座 四月一日に行われる孟夏旬儀。天皇の出御のない場合は宜陽殿において平座として挙行された。その次第については『九条年中行事』その他の行事書に詳しい。

（7）白襲 平座に、兼長が白襲・無文冠、師長も白襲で参内したのは、「四月一日、しらがさねとて、しろきうす物を、はんびしたがさねにきる。（略）かむだちめのもむもんなり。」（『満佐須計装束抄』）、「孟旬（四月十月）ワカキ上達部ハコノ日白重ヲ著、无文ノカブリ、白キコメノシタガサネ、シロキムモンノミカキハカマ、白帷、白单、マキエノタチ、无モンノオビ（略）殿上人ハコノ日出仕スレバ、老タルモ若モカラズ白重ヲ著。」（『助

無文冠。無文の表袴を着する本儀也。」（『年中諸公事裝束要抄』等の故実に従つたもの。ただし、師長が有文冠を着した根拠については分からぬ。

（8）見参 平座への出席者の名を記したもの。
（9）禄法 祿物（かづけもの）の目録。

【補説】

長く跡絶えていた官政を復活させたことは、古儀復興を旗幟とした頼長の政策の一環としてよく知られている。久安三年（一一四七）三月、内大臣にして一上を宣下された頼長は、「宮中の古風を復する」手始めに、この年の四月、官政を復活させた（『台記別記』久安三年四月一日条）。しかし、頼長の意気に反して官人達の反応は鈍く、久寿元年（一一五四）には上卿が参仕せず停止のやむなきに到つた（『台記』）。そしてこの度も、少納言・弁官等の実務官人が出仕せず、二年続けて停止の事態となつた。

二日 戊寅。^①女房、先日腫に灸する所の傍又腫る。昨日初めて見る。仍りて基康を召し、今日見しむ。申して曰はく、恐れ無しと雖も薬を着くべし、てへり。

【注】

（1）女房 藤原幸子。天永三年（一一二二）～久寿二年（一一五五）。藤原実能の女で頼長の嫡室。長承二年（一一

三三) 賴長と結婚、久安四年（一一四八）七月に幸子と改名、同年八月五日叙従三位、同六年正月二十八日輦車の宣旨、同年三、四月頃、叙二位。仁平元年（一二五一）以降、北政所を称した。

(2) 基康 丹波重頼の男。「主水正 女官別当 典薬頭

従四上」（『尊卑分脈』）。長承三年（一一三四）四月任權

侍医（『除目大成抄』）、保延五年（一一三九）正月任越後權介（『國司補任』）、また主水正（『除目大成抄』）。『本朝世紀』（久安四年正月五日条）には、藤原顯頼の病を誤診した記事が見える。

三日 己卯。晴る。辰の刻に、余・隆長(同車)・女房(車輿。
灸所未だ□ざるに依りてなり) 平等院に至りて舟に乗る。巳の刻に、伏見の津に至りて舟を停む。午の刻に、余・隆長、同車して東三条に向かふ。今夜、女房車輿に乗りて土御門に帰る、と云々。賀茂詣の定め了りて、余、土御門に帰り（平明に及ぶ）、禪閣に謁し、次いで高陽院の御□所に参る。御寝に依りて、御前に参らず、西方に帰る（余の直廬なり）。

今日、位禄定め・御禊の前駆定め有るべし。而るに、弁参らざるに依りて、位禄定め延引す。故に参内せず。之に因りて前駆定め延引す。別記、賀茂詣の定めの事。

【校異】

(イ) 灸所未だ□ざるに依りてなり 底本「依灸所未□也」。

諸本、底本と同じ（空白のないものもある）だが、京二は空白部別筆で「癒」の字を補う。従うべきか。

(ロ) 御□所 底本「御□所」。諸本、底本と同じだが、京一は空白部別筆で「在」の字を補う。

【注】

(1) 隆長 永治元年（一一四一）生。頼長の三男。母は兼長と同じく源師俊女か。この時左近権中将。久安二年（一一四六）に幸子の養子となつている。『新大系人物』参考照。

(2) 東三条 「四^(二)条院誕生所、或重明親王家、「云々」二条南ノ町西、南北二町、忠仁公家、貞仁公大入道殿伝領、長久四四三十焼失」（『拾芥抄』諸名所部第二十）。平安中期頃から、藤原氏を象徴する邸第としての性格を帶び、氏長者が代々伝領するようになつた。頼長は久安六年（一一五〇）九月、氏長者と共に伝領し、その後、土御門殿に移るまで居所としたが、後には主として儀式用に使用した。

(3) 土御門 土御門東洞院殿。高陽院とも正親町殿とも称される邸第。頼長の異母姉で鳥羽院の后である高陽院泰子の御所となり、当時は都における頼長の居所ともなつていた。寢殿は泰子、東殿は忠実、西殿は頼長夫妻が住んだ。

(4) 賀茂詣の定め 四月二十日実施予定の賀茂詣について

の定めである。

(5) 禅閣 藤原忠実。承暦二年(一〇七八)～応保二年(一一二二)。後一条関白師通の嫡男で、頼長の父。従一位関白に至る。保延六年(一一四〇)出家。『新大系人物』参照。

(6) 高陽院 本名勲子、後に泰子と改める。嘉保二年(一〇九五)～久寿二年(一一五五)。忠実の第一女で、母は右大臣源顕房女従一位師子。長承二年(一一三三)六月二十九日、三十九歳で鳥羽院に入内、翌三年三月十九日立后、保延五年(一一三九)七月二十八日院号。泰子の鳥羽への入内に関わって、鳥羽の祖父白河と忠実の間に確執が生じ、それが忠実の失脚の原因となつた。その経緯は、橋本義彦『藤原頼長』(吉川弘文館)に詳しい。

(7) 位禄定め 四位・五位の官人に対する給与の一種である位禄を支給する人員とそれを出す国を定める政務。

(8) 御禊 賀茂祭に先だって午の日もしくは未の日に実施される斎院の禊。前駆定めについては、『九年中行事』に「禊の日に先立つ十許りの日、前駆の次第・使等を定め奏す」と見える。『北山抄』(卷第一)も同趣。『西宮記』卷三(賀茂祭事)に定めの次第が載る。

(9) 別記、賀茂詣の定めの事 『台記別記』(卷第八)該日条に現存し、賀茂詣の定めの経緯が記されている。

【補説】

日頃、宇治にあつた頼長は、来たる賀茂参詣の定めのため、辰の刻に幸子と隆長を同道して出立し、入洛して東三条殿に入つた。最初は、この儀を土御門殿で行う予定だつたが、重服の人が出た(四月九日条よりそれが忠実の愛妾播磨であるとわかる)ため、東三条殿に変更した(『台記別記』)。この賀茂詣の定めについては、『兵範記』同日条にも「左府御賀茂詣の定めあり。家司親隆朝臣執筆す、と云々」と見える。

四日 庚辰。太政大臣⁽¹⁾疾病の由を聞き、憲雅をして之を問はず。其の次いで示して曰はく、謚を賜はるは死後の榮なり。官職を辞すことなけれ。なかんづく、法住寺太政大臣(為光)、閑院太政大臣(公季)⁽²⁾は職に居ながら薨ず。宜しく彼の例に従ふべし、と。しばらくありて帰り来たりて曰はく、年七旬を過ぎて身に重病を受け、存命することを得ず。今日に至るを猶希有と為す。抑、諸儒の失を見るは君と我となり。我、將に死なんとし、今は唯君在るのみ、と。嗚呼哀れ哉。夜に入り、高陽院の藏人道定來たりて曰はく、御惱に依りて、献ぜしむべし、と。てへれば、願の趣を仰せらるべきの由を申すに、仰せられて曰はく、今年、重厄にして食せざること七十日に及ぶ。畏るる所無きに非ず。願ふ所は寿命増長、久しく善根を修せん、てへり。即ち、大内記⁽¹⁰⁾遠明に仰せて之を作り献ぜしむ。

【校異】

(イ) 示して曰はく 底本「示」。諸本、底本と同じか若しくは「示□」。『宇槐記抄』に「示曰」とあるに従い改める。

(ロ) 職に居ながら薨ず 底本「乍居職□」。諸本、底本と同じか若しくは空白なし。ただし『宇槐記抄』には「乍居職薨」とあり、京二も、空白部別筆で「薨」の字を補う。今これに従い改める。

(ハ) 今は唯君在るのみ 底本「令唯在君」。京一、京二、書三、書五、書六、大、及び『宇槐記抄』に「今唯在君」とあるに従い改める。

【注】

(1) 太政大臣 藤原実行。承暦四年(一〇八〇)～応保二年(一一六二)。公実の嫡子で、頼長にとつては嫡室幸子の伯父。この時、従一位太政大臣。

(2) 憲雅 源憲俊の男。安芸守(久安五年七月八日任)。

司補任)、民部權少輔(仁平元年九月二十八日任)。『山槐記』除目部類等を経て、仁平三年(一一五三)三月二十八日任民部權大輔(『兵範記』)、保元二年(一一五七)正月二十四日叙從四位下(『兵範記』)。皇嘉門院殿上人(『兵範記』)。極位は正四位下(『尊卑分脈』)。

(3) 法住寺太政大臣(為光) 天慶五年(九四二)～正暦三年(九九二)。藤原師輔の男で、京極流の祖。従一位

太政大臣に至る。死後、正一位を贈られ、恒徳公の謚を受ける。

(4) 閑院太政大臣(公季) 天徳元年(九五七)～長元二年(一〇二九)。藤原師輔の男で、為光の弟。閑院流の祖。従一位太政大臣に至る。死後、正一位を贈られ、仁義公の謚を受ける。

(5) 宜しく彼の例に従ふべし

『西宮記』(卷十二)「太政大臣謚号」は、藤原良房から教通まで十三人の太政大臣を掲げ、その中の兼家・道長・頼通について「出家、仍不謚」と付記する。また、『古事類苑』(姓名部九名中)は、『台記』当該記事や『大鏡』(第一巻 後一條院)

「太政大臣になり給ぬる人は、うせ給てのちかなならずいみなど申ものあり。(略)又、太政大臣といへど、出家しつれば、いみなゝし。」等の記述を根拠に「按スルニ、謚号ハ生前太政大臣ト為リシモノニ限りテ、出家入道シタルモノニハ之ヲ称セザルヲ以テ例トス」と考証している。

(6) 諸儒の失を見るは君と我となり 頼長が「日本第一大學生」(『愚管抄』卷第四)と評されたことはよく知られているが、実行も『今鏡』(藤波の下第六 梅の木の下)に「学問もし給ひたる人にておはせし」と記されるように、漢学に通じており、仁平元年(一一五二)の院押礼に際しては『札記』にのつとつた作法をとつたという(『古今著聞集』卷第二 公事第四)。『中外抄』の「攝政関白

は、必しも漢才候はねども、やまとだましひだにかしこくおはしまさば、天下はまつりごたせ給ひなん。」との

大江匡房の言や、学問を志そうとした若き日の忠実を、外舅の藤原宗俊等が、道長や頼通の例を引いて制止した由の記述により、上級貴族には漢学が不要と考えられていたことが分かるが、貴顯の身で学問を志した点に頼長と実行の共通性が見いだされる。上記の実行の発言はこうした状況を踏まえており、そこに彼の矜持があつた。

(7) 道定 通定とも記される。系譜未詳。『台記別記』に

「藏人源通定（文章生）」（仁平元年二月十六日条）、「六位（略）源通定（高陽院藏人）」（仁平元年八月十日条）

と見える。或いは、忠実の勾当を勤めた源頼康の男通定

（『尊卑分脈』「使 右衛門尉 相模守 従五下」）に同定されようか。そうであるなら、応保元年（一一六一）七月二十三日任左兵衛少尉（『山槐記』）、長寛元年（一一六三）任檢非違使（『山槐記』除目部類）、仁安三年（一一六八）十月十八日叙爵（『兵範記』）、仁安頃相模權守在任（『兵範記』仁安四年三月十三日条等）。いわゆる殿下乗合事件の平家の報復に際してただ一人恥辱を逃れた人物とも同人か（『玉葉』嘉応二年十月二十二日条）。

(8) 冥道供 除病・延寿を祈る密教の供養法。

(9) 今年、重厄 『拾芥抄』（下 八卦部第三十四）に「厄年（十三二十五三十七 四十九 六十一）「七十三イ」八十五 九十九^モ」と見える。高陽院泰子はこの

時六十一歳。

(10) 遠明 嘉保二年（一〇九五）～嘉応元年（一一六九）。

藤原明衡四代の子孫で、頼長の儒学の師であつた令明（記録類に従う。『尊卑分脈』『系図纂要』は合明）の男。後に範明と改名。頼長の家司で、頼長主催の漢学輪講会の常連。藏人（『中右記』）、紀伊權守（『国司補任』）、大内記（仁平二年正月二十八日任。『山槐記』除目部類）、大膳權大夫（『山槐記』他）等を歴任。久安三年（一一四七）正月五日叙從五位上（『本朝世紀』）、久寿三年（一一五六）正月六日叙從四位下（『山槐記』）。

【補説】

該日条は、実行への訪疾と高陽院泰子の病平癒の祈祷について記す。篤疾に苦しむ実行に対し、職を辞しては謚号が受けられないから、太政大臣在任のままでいるように、と頼長は勧告する。対して、実行は、「我、將に死なんとし、今は唯君在るのみ」と応じた。ここには実行の遠からぬ死をほぼ確信した応答がなされているが、こうした予想に反して、実行は七年後の応保二年（一一六二）七月二十八日、八十三歳まで生き長らえ（『公卿補任』による。『尊卑分脈』は八十四歳。また『公卿補任』中に「番記云。（永暦元年か）八月一日入滅。八十四云々」ともある）、逆に「今は唯君在るのみ」と実行に言われた頼長は、これより僅か一年三ヶ月後保元の乱に横死する。なお、実行は頼長の勧告を容れたのか、この

時は太政大臣を辞さなかつたが、二年後の保元二年（一一五七、『愚管抄』は元年とする）八月九日に上表し、永暦元年（一一六〇）正月三十日に出家した。従つて、死後に謚号を受けることはなかつた。出家の経緯については、『今鏡』（藤波の下第六 梅の木の下）に記載がある。

五日 辛巳。東北院に於いて十種供養を行ふ（本□例、やもすれば七十年以来絶えて行はず。今、例に復す）。先日、定むる所は二日なり。而るに、滅門憚り有るの由禪閣の命有り。故に今日を用ゐる。巳の刻に、家司茂明朝臣の日時を改め勘ふるの文を覽、即ち、兼長・師長を伴ひて東北院に参る（余は廂車、兼長は半蔀車）。門に入るの間、樂人乱声を發す（樂房に居ながら之を発す）。是より先に右衛門督（公能）参候す。余已下暫く西廊の座に着し、須臾にして移りて、堂中の座に着す。法会の儀は新定の式の如し。民部卿（宗輔）・藤中納言（季成）來たり加はるも、自余の公卿会さず。本、定むる所は、呪願は法印相命なり。而るに、改むるに權大僧都元海を以て呪願と為す。相命は寺司の座に在り（法成寺別当たるに依りてなり）。呪願有るの由旧き定文に見ゆ。疑ふらくは若し高座に立つか。旧き式を召し見るに、云はく、導師礼盤に着す、と云々。高座に立たざること既に明らかなり。しかのみならず、永長元年の京極殿十種供養に高座無し。故に今日の呪願、僧の座に在り（別座無し）。但し、行道の時之に列せず（本の座に在り）。京極殿十種供養に呪願有るの

由日記に見えず。而るに、此の寺の十種供養、年々の定文に皆之有り。今、当寺の例を用ゐる。又、京極殿十種供養に錫杖無し。而るに、此の寺の十種供養の旧き式に之有り。今之を抜く。

【校異】

(イ) 本□例 諸本、底本に同じだが、京一は空白部別筆で「恒」の字を補う。

(ロ) 今、例に復す 底本「今復例」「今復□例」とする写本も多い。京一は空白部別筆で「旧」の字を補う。

(ハ) 既に明らかなり 底本「□明」。多くの写本の記す「既明」に従い改める。

(ニ) 今、當寺の例を用ゐる 底本「今用當寺例」。「令用當寺例」とする写本も多い。

【注】

(1) 東北院 「一条南京極東、上東門院御所云々」（『拾芥抄』諸名所部第二十）。上東門院彰子が法成寺内に建立した三昧堂を起源とする。天喜六年（一〇五八）灰燼に帰したが、後に移建され、撰閑家の寺院となつていた。日頃から道長を畏敬する頼長としては、その榮華の余韻を伝える東北院で盛儀を催すことに往時の夢を見たのだろうか。

(2) 十種供養 花・香・伎楽など『法華經』法師品に説か

『台記』注釈（久寿二年四月）

れる十種の物を三宝に供養する儀式。当日の供養については『兵範記』にも言及がある。東北院十種供養については、承暦四年（一〇八〇）以降、永代の行事とすべき由が決せられたが（『水左記』二月四日条）、長くは続かなかつたらしい。

（3）滅門 隕陽道で惡日とする日。

（4）茂明 藤原明衡の孫で敦基の男。秀才（『中右記』）、

蔵人（『中右記』）、式部少輔（『重憲記』）等を経て文章博士（『兵範記』他）。下総守、越中介、讚岐介を歴任（『国司補任』）。長承四年（一一三五）正月七日叙従五位上（『中右記』）、康治三年（一一四四）叙四位（『重憲記』）、極位は從四位上（『尊卑分脈』他）。頼長の家司で、仁平三年（一一五三）四月二十一日、頼長が兵仗を上表した時も、表文を起草した（『兵範記』）。

（5）廂車 屋形の前後や物見の上に廂を付けた車。「院。親王。関白。大臣之ニ乗ル。庇ノ体ハ四方輿ノ如シ」（『門室有職抄』）。

（6）半蔀車 物見に半蔀を付けた車。「院。親王。関白。大臣。若シクハ大将之ニ乗ル。物見ヲ以テ半蔀ト為ス。文ハ車文ノ如シ」（『門室有職抄』）。

（7）右衛門督（公能） 永久三年（一一一五）～永暦二年

（一一六一）。藤原実能の嫡男で、頼長の嫡室幸子の弟。

正二位右大臣に至る。この時、中納言・右衛門督・皇后宮大夫。頼長は、公能の女の多子を養女にして、久安六

年（一一五〇）正月近衛帝に入内させ、同三月には皇后とした。『新大系人物』参照。

（8）民部卿（宗輔） 承暦元年（一〇七七）～応保二年（一一六二）。藤原宗俊の男で、従一位太政大臣に至る。この時、正二位權大納言・民部卿。『新大系人物』参照。

（9）藤中納言（季成） 天永三年（一一二二）～長寛三年（一一六五）。藤原公実の男で、実行・実能の弟。正二位權大納言・民部卿に至る。この時、正二位權中納言。

（10）呪願 法会の際、施主の幸を祈願すること。

（11）相命 応徳元年（一〇八四）生。藤原宗俊の男で、宗忠・宗輔等の弟。俗名忠基。承徳二年（一〇九八）八月二十七日、十五歳で出家、長治元年（一一〇四）五月二十九日に内供、元永二年（一一一九）二月二十五日に妙高院検校、大治三年（一一二八）三月十九日に權少僧都、保延二年（一一三六）正月三十日に權大僧都となる（以上『中右記』）。『中外抄』には、硯についての相命と忠実の問答が載る。

（12）元海 寛治七年（一〇九三）～保元元年（一一五六）（『諸門跡譜』）。源雅俊の男。『平家物語』に有名な俊寛僧都の伯父。天承二年（一一三二）五月二十七日醍醐寺座主

（『長秋記』他）、長承三年（一一三四）六月二十二日權律師（『長秋記』他）、康治元年（一一四二）十二月二十日七日權少僧都（『本朝世紀』）、仁平三年（一一五三）五月十九日權大僧都（『兵範記』）、保元元年（一一五六）

六月十三日、明海に座主を譲る（『醍醐寺座主譲補次第』）。

(13) 法成寺別当 仁平四年（一一五四）七月二十五日、頼長は相命を法成寺別當に補した。これは、康和四年（一〇二）に、忠実が初めてこの寺司を補したことに倣つたものという（『台記』該日条）。

(14) 永長元年の京極殿十種供養 永長元年（一〇九六）二月二十二日、頼長の曾祖父師実が、京極殿の御堂において行つた十種供養を指す。白河院・郁芳門院の臨幸もあり、盛大に行われた。『中右記』その他に挙行に関わる記事が存在するが、いずれも簡略で該条の考証に寄与する記述はない。

(15) 錫杖 四箇法要（梵唄・散華・梵音・錫杖）の一つで、偈を唱えて錫杖を振る作法。

(五日続き)

京極殿十種供養には、左貫首光^イ_末、右貫首資忠²を以て妓樂の菩薩と為す。依皮□□、左貫首光時（重服）右貫首忠節、妓樂の菩薩と為り、俱に一鼓を懸く。装束・面形は他の菩薩と同じ。京極殿十種供養記に云はく、面を着けず、と云々。而るに、光時彼の日の儀を見る（時に童稚なり）。召し問ふのに、光末・資忠面を着くの由を申す。已に之案に違ふ（同□）。面なくは菩薩の形に非ざるか。仍りて今日面を着けしむ。光時・忠節、振鉾の後に菩薩の装束を着す。行道の後に、更に

襲の装束を着し、安摩・二舞式に載らずと雖も之を舞ふ。又、民部卿の請に依りて忽ちに大平樂を止め、五常樂を以て之に代ふ。樂の行事は左、左中將成雅朝臣、右、右少將俊通朝臣なり（已上東帶。但し俊通は白襲）。左、家司敦任、右、家司盛憲なり（已上衣冠にて之を行ふ。行道の時列せず）。堂童子、左方は経憲・憲頼、右方は頼憲・憲忠なり（已上東帶）。上達部は冠直衣、内の殿上人之に同じ（更衣の間に依りて、今日殿上人衣冠なり）。院の殿上人は衣冠、諸大夫之に同じ。衆僧は法服なり。此の中、導師・呪願は衲、唄の師二人、散華師二人は赤色袈裟・衲來衲・梵音は青袈裟、錫杖は白袈裟、諷誦（調あや端代手作布十端）は余の政所之を修す。執事の家司加署す。件の文、堂達之を取りて導師に授く。是は余の行ふ所なり。後に案ずるに失なり。所司（三綱）導師に授くべきなり。導師唯表白ありて説經無し。又願文無し。申の刻に事訖りて退出す。十種供養は三月に行ふべきなり。而るに、宇治に在るの間延引し、今月に及ぶ。灌仏無きの年と雖も、八日以前に仏事を修することは其の憚り無し（御堂の御記を勘ふるに、正暦五年四月七日、公家の仁王会有り。八日、大神祭の使立つに依りて灌仏を停止す）。太政大臣の疾急なる間、音樂憚り有るや否やの先例を勘ふるの処、承暦元年二月十一日の列見に、右大臣（師房）の疾急なる間音樂有り。資仲の青陽抄に彼の日の事を注し置くの中なり。執政並びに帝の外祖の大臣病惱の時に非ずして音樂を停むるの例所見無し、と云々。仍りて遂げ行ふ所なり。

【校異】

(イ) 光末 底本「元末」。京一、京二、国二、書五に「光末」とあるに従い改める。

(ロ) 光末 底本「元末」。(イ)と同様「光末」と改める。

(ハ) 已上束帶。但し俊通は白襲 底本「已上俊通束
帶但白襲」とし、意味が通りにくい。京一、京二、書三、書五に「已上束帶但
俊通白襲」とあるに従い改める。底本の如き形が生じた原因を推考すると、本来は「已上束帶但
俊通白襲」とあつたものが、書写のある階梯で当該部が改行に懸かり、その結果、上半部の「已上
俊通」が行末に置かれ、下半部の「束帶但
白襲」が次行頭に送り込まれることとなつた。それが、更に後の書写過程において「已上俊通」「束帶但白襲」とのまとまりとして誤認されたものだろう。

(三) 已上衣冠にて之を行ふ。行道の時列せず 底本「已上行
事衣
行道」とし、意味が通りにくい。京一、京二、書三、書五に「已上衣冠行之
行道時不列」(京二)は、「道」を「送
道方」とする)とあるに従い改める。両者の間には「之」と「事」、「時」の有無など、文字の相違も認められるものの、(ハ)の割書の場合と全く同じ原因で底本の形が生じたことは間違いない。

(ホ) 更衣の間に依りて、今日殿上人衣冠なり 底本では「依更衣間殿上
今日又衣冠」とあるが、京一、京二、書三に「依更衣間今日
殿上人衣冠」とあるに従い改める。

(ヘ) 停止す 底本「止」。諸本に「停止」とあるに従い改

める。

(ト) 青陽抄 底本「春陽抄」。京一、京二、書三、書五に「青陽抄」とあるに従い改める。

【注】

(1) 光末 【校異】(イ)(ロ)に記した如くに、光末(光

時の祖父狛光季)を是とするなら、寛治二年(一〇八八)正月十九日叙爵(『中右記』)、三十八年間、一者の座にあつた。天永三年(一一一二)十月二十一日(『中右記』)による。『狛氏系図』は二十二日とも二十一日とも。また『樂所補任』は二十三日)八十六歳(『中右記』)による。『狛氏系図』『樂所補任』は八十八歳)で死去したが、老舞は人を感嘆させた(『中右記』永長二年三月二十八日条・天仁元年十二月十九日条)。『富家語』には「世間

を御覧じたるに、いみじと思しめす事は(略)舞人には左に光末」と見える。『中右記』によつて換算するなら永長元年当時は七十歳。

(2) 資忠 佐忠とも記される(『中右記』他)。永承元年

(一〇四六)~康和二年(一一〇〇)。多政資の男で忠節の祖父。寛治二年(一〇八八)正月十九日任右(或いは「左」)近将曹(『中右記』『後二条師通記』)、同四年正月三日任右近将監(『中右記』)。康和二年(一一〇〇)十五歳の折りに殺害された。この事件については『殿暦』(康和二年六月十五日条)・『中右記目録』その他に関連

記述があり、説話類も触れるところ。海野泰男『今鏡全訳』(福武書店)・竹鼻績『全訳注今鏡』(講談社学術文庫)等に考証がある。永長元年(一〇九六)当時は五十歳。

(3) 皮□□ 諸本、底本と同じか、または「彼□□」、「皮」、

「皮例」(「例」は別筆、京二)等とするが、意味不明。

或いは「彼例」とあったものか。

(4) 光時 寛治元年(一〇八七)か、平治元年(一一五九)。

泊光季(末)の孫で、光貞の男。康和四年(一一〇二)三月二十四日朝廷に楽人として初参(『中右記』)、保安二年(一一一二)正月二十六日任左近将監、保延二年(一一三六)十月十五日任左近将監、同三年一者となる。永治二年(一一四二)四月一日叙爵(以上『樂所補任』)。

その才芸については「舞の骨を得るの由人々感ぜらる」

(『台記』康治元年十一月二十日条)、「光高。則高。光季。及光時。皆一時の名物也」(『本朝世紀』康治二年十二月三十日条)などと見える。『長秋記』(元永二年十月五日条)には、光時は、祖父光季の「慈愛殊に甚しく、妙曲を教ふる事余人に勝」れていたが、光季の死後は不遇であったと記される。

(5) 忠節 天永元年(一一一〇)～建久四年(一一九三)。

多資忠の孫で、忠方の男。保延五年(一一三九)任右近将曹、仁平二年(一一五二)一者となり、保元三年(一一五八)任右近将監(以上『樂所補任』)。

(6) 京極殿十種供養記 不明。

(7) 時に童稚なり 『泊氏系図』(続群書類従)の光時の項には「平治元年五月四日死。七十三才」とあるので、

これに従うなら、永長元年の京極殿十種供養の折りは十歳である。『樂所補任』(群書類従)には混乱が見られ、八歳とも十歳とも判断される。いずれにせよ「童稚」で

あることに変わりはない。

(8) (同□) 底本「同」。多くの写本「□」とし、「□」「日□」とするものもあるが、いずれにせよ意味不明。

(9) 振鉾 曲名。一名厭舞。舞楽の初めに奏する曲で、周の武王に付会してその成立を説かれる。

(10) 安摩・二舞 ともに曲名。安摩は、天竺渡来の楽とも、大戸清上の作とも伝える。二舞は安摩の後舞で、安摩を真似る体で舞う。

(11) 太平樂 曲名。太平樂・武將破陣樂・武昌太平樂・頃莊鴻門曲とも称される、数曲合成の舞。天下太平を寿ぐ。

(12) 五常樂 曲名。五聖樂・礼義樂とも称される。民部卿宗輔が太平樂を五常樂に変更するよう申し出た理由については分からぬ。永長元年の十種供養では、太平樂と地久が舞われている(『中右記』)。『舞樂要錄』によれば、

供養には太平樂の演じられた場合が多く、五常樂の演じられた例は見いだされない。ただ、寛治二年(一〇八八)六月の四条宮御八講では五常樂が舞われている。

(13) 成雅 源信雅の男。「或季定子也云々又有雅父云々

- (13) 正四下 左中将 保元除名配流 応保帰京云々」（『尊卑分脈』）。『新大系人物』参照。
- (14) 俊通 源明賢の男。「正五下 備前権守」（『尊卑分脈』）。
- (15) 敦任 藤原令明の男で、四日条掲出の遠明の弟。長承二年（一一三三）四月九日給料宣旨（『中右記』）、保延元年（一一三五）八月一日秀才宣旨（『中右記』）、修理大夫（『台記』）等を経て、久安六年（一一五〇）四月五日任皇后宮少進（『台記』）、仁平三年（一一五三）正月二十二日任權大進（『山槐記』除目部類）、久寿二年（一一五五）十二月二十六日任式部丞（『為親朝臣記』）。また久安三年（一一四七）正月一日叙從五位上（『本朝世紀』）、仁平三年（一一五三）正月五日叙正五位下（『兵範記』）、久寿三年（一一五六）正月六日叙從四位下（『兵範記』）。頼長の家司で頼長主催の漢学の輪講会にしばしば臨席した。父令明の死後一周忌に至る間、女犯・魚食を避け、写經に従事したため、頼長に「至孝曾子の如し」と賞された（『台記』天養元年八月二十四日条）。
- (16) 盛憲 藤原顯憲の男。「昇殿 正五位下 少納言 保元有事 出家配佐渡国 二条院御時被召返」（『尊卑分脈』）。『新大系人物』参照。
- (17) 堂童子 法会の時、花管を配る役。
- (18) 経憲 藤原顯憲の男で盛憲の弟。「佐渡守 散位從五下」（『尊卑分脈』）。『新大系人物』参照。
- (19) 憲頼 藤原説定の男。頼長の勾当（『台記』）。皇后宮権少進（『台記』他）より、仁平元年（一一五一）正月二十九日蔵人兼任（『台記』）、同二年（一一五二）二月八日任左近衛（恐らく兵衛の誤り）少尉（『兵範記』）、同三年（一一五三）三月八日転左衛門尉並びに檢非違使（『藏人補任』）、同四年（一一五四）正月五日叙爵（『兵範記』）による。『台記』は七日）、又、仁平末（久寿の頃）加賀権守在任（『国司補任』）。
- (20) 頼憲 源行国の男。「從五下 蔵人 保元亂斬首」（『尊卑分脈』）。『新大系人物』参照。
- (21) 憲忠 藤原顯憲の男で、盛憲・経憲の弟。頼長の勾当・職事。六位蔵人より仁平四年（一一五四）五月二十五日叙爵（『台記』）。
- (22) 諸大夫 摂関・大臣家などに家司として仕える四位・五位の家格の官人。
- (23) 納 納衣の略。納衣は袈裟のこと。
- (24) 納來納 不明。
- (25) 梵音 清淨の音声を以て諸仏及び法僧を供養すること。
- (26) 諷誦 節を付けて経文を読むこと。
- (27) 調あや端代 意味不明。諸本「あや」を「あやし」或いは「あやし百」などとする。
- (28) 堂達 法会の時の役僧。
- (29) 所司（三綱） 上座・寺主・都維那をいう。

(30) 灌仏無きの年 四月八日は灌仏会だが、当日が神事にあたる場合は灌仏会を停止することになつており(『小野宮年中行事』『師遠年中行事』等の行事書)、この年は八日が平野祭(四月上申の日)にあたつていたため停止となつたのである。八日以前に仏事を修することの可否について頼長は『御堂関白記』正暦五年(九九四)四月七日条を根拠として、これを可としているが、これに関するには、『中外抄』に「四月は、灌仏以前には仏事を忌まず。灌仏なき年は朔日より忌むは、普通の事なり。而るに、白川院仰せて云はく、『尤も僻事なり。灌仏の有無をいはず、八日以後に僧尼を忌む』」と見える。

(31) 御堂の御記を勘ふるに、正暦五年四月七日『御堂関白記』の該日条は現存しないようである。ただし、当日の仁王会については、『日本紀略』『本朝世紀』に記載がある。仁王会は仁王経を講讀する法会で、春秋二季に実施されるが、ここは攘災のための臨時仁王会。

(32) 大神祭 大和国にある大神神社の祭礼。四月・十二月の上卯日に挙行され、当日には勅使・中宮使・東宮使が立つた。

(33) 承暦元年二月十一日の列見 現存記録に所見ないか。

列見は、初任の六位以下の官人を大臣が引見する儀式。

(34) 師房 源姓。寛弘五年(一〇〇八)承保四年(一〇七七)。村上天皇の孫で、具平親王の男。承保四年二月十

三日に右大臣を上表、同十七日に死去。

(35) 資仲の青陽抄 資仲は藤原資平の男。治安元年(一〇

一一)～寛治元年(一〇八七)。正一位権中納言・太宰權帥に至る。故実に通じ、『中右記』『江談抄』等にその説が引かれる。また、『古今著聞集』(卷第八 好色第十一)

は、才学には優れていたが、対抗意識を抱いた源隆国に比し官位で及ばなかつた話を載せる。その著作とされる

『青陽抄』については、早く和田英松『本朝書籍目録考證』が、『本朝書籍目録』『通憲入道藏書目録』中に見え

る「青陽抄六巻(記列見考定事)」に同定している。更に、『本朝書籍目録考證』は『江家次第』『北山抄』等に

見える資仲の著作についても考証するが、そうした著作

と『青陽抄』との関係は定かでない旨である。なお、『台記』は「執政並びに帝の外祖の大臣病惱の時」以外に音

楽を停止した例は所見がないとするが、承平二年(九三二)七月二十八日、藤原定方病惱の折りには音楽が停止

されている(『貞信公記』)。定方はこのとき右大臣、先帝(醍醐)の母胤子の兄弟であり、かつ醍醐の女御能子の父ではあるが、「執政」にも「帝の外祖の大臣」にも該当していない。

七日 癸未。右大将参内して、擬階奏の事を行ふ。

【注】

(1) 擬階奏 每年、六位以下に叙すべき官人を天皇に報告

する儀。

八日 甲申。風雨。⁽¹⁾平野祭に依りて、灌仏を停止するも、院⁽²⁾高陽院猶之を行ふ。平野祭の分配⁽³⁾、上は參議雅通⁽⁴⁾忌日たるにより、中納言中將祭に着く。左大將參内して、宣命を使に給ひ了んぬ。鳥羽に参り、事了りて高陽院に参る。余、病有るに依りて故らに出仕せず。

【校異】

(イ) 忌日 底本「忌日」。多くの写本に「忌日」とあるに従い改める。

【注】

(1) 平野祭 四月及び十一月の上申日に祭事が行われる。

「上申日 平野祭事 近衛將監一人を遣はして見参を取らしむ。藏人等承り行ふ所なり。」(『九年年中行事』四月)。

(2) 院・高陽院猶之を行ふ 院は鳥羽院。平野祭は朝廷の行事であるため、鳥羽院と高陽院泰子は、これに抵触せずとして灌仏会を実施したのである。このことに関わっては、『年中行事秘抄』に「内裏神事に依りて灌仏を止むと雖も院宮止めざる例 李部王記に云はく、天暦三年四月八日、山科祭に依りて灌仏を止められ、即ち使を差す。二条院は灌仏の布施を奉る。」、「灌仏事 神事に当

たる時之を止む。但し、院宮は止めず」と見え、天永三年(『殿暦』)や元永元年(『中右記』)などにその事例が求められる。鳥羽院(高陽院)は、天養元年(『台記』)・仁平二年(『兵範記』)・同三年(『兵範記』)にも今回と同処置をとっている。「公家以下の灌仏、大神祭に当たるに依りて之を停止す。但し、一院・高陽院は例に任せ之を行はる。」(『兵範記』仁平三年四月八日)とあるように、それは恒例となっていた。

(3) 分配 公事に参候すべき官人を前もつて割り当てるこ

と。

(4) 上 上卿。公事を主催する公卿。

(5) 雅通 元永元年(一一一八)～承安五年(一一七五)。源顯通の男で、叔父雅定の養子となる。正一位内大臣に至る。この時は、正四位下參議・右兵衛督。『新大系人物』参照。

(6) 左大將 藤原実能。永長元年(一〇九六)～保元二年(一一五七)。公実の男で、頼長の嫡室幸子の父。従一位左大臣に至る。この時、正二位内大臣・左大將。『新大系人物』参照。ただし、京一、書五は「右大將」とする。右大將なら、頼長の嫡男兼長である。右大將を是すべきだろうか。

(7) 使 『山槐記』によれば、平野祭使は俊通。

【補説】

分配においては平野祭の上卿は雅通と定められたが、忌日であったため、師長がその代役になつた。これは祭上卿であり、宣命上卿は実能（或いは兼長）であつたと解される。

【注】

(1) 梅宮祭 梅宮は酒解神、大若子神、小若子神、酒解子神を祀る橘氏の氏神。四月・十一月の上西日に祭礼が行われる。

九日 乙酉。梅宮祭。⁽¹⁾河原より神馬を奉る。使は文章生⁽²⁾橘俊光なり。重服の人⁽³⁾有るに依りて、院中に於いて之を奉ることあたはず。亦、病者有るに依りて、他所に向かふことあたはず。仍りて、河原に参りて之を奉る。女房、不動尊・薬師等を供養す。余、女房の為に六口の僧を請ひ、薬師經を転読せしめ、実覚⁽⁵⁾律師をして薬師法を修せしむ（今日、⁽⁶⁾院判官代源光宗・非藏人藤家輔、藏人に補せらる、と云々。

光宗⁽⁸⁾は出雲守光保朝臣の子なり。父祖・曾祖は藏人に補せられず。其の姉の殊なる寵を以て此の恩に浴す。道路目を以てす。

【校異】

(イ) 河原に参りて 底本「取河原」。京一、京二、書五に「参河原」とあるに従い改める。

(ロ) 光宗は 底本「光宗□」。書六に「光宗者」とあるに従う。

(4) 病者有るに依りて 病者は幸子を指す。

(5) 実覚 天仁元年（一一〇八）～寿永元年（一一八二）。

源雅光の男。底本及び内一、内二、内三は「実覚」とするが、多くの写本は「実寛」とする。底本も二十五日条では「実寛」と記す。『尊卑分脈』『系図纂要』にも「実

(3) 播磨 『台記』久安六年（一一五〇）二月十二日条に「播磨（禪閣愛妾）」と見える。忠実晩年の愛人。『今鏡』（藤波の上第四 宇治の川瀬）は「世に類ひなき幸ひ人」と評する。仁平三年（一一五三）三月一日、忠実の庇護を背景に知足院に堂を建立し供養を行つたが、「殿上人諸大夫濟々来会」し、甚だ盛儀であつたという（『兵範記』）。頼長は、子息の範長と女子の一人を播磨の養子としていた（『台記』久安六年十一月二十八日条及び『兵範記』仁平三年四月二十八日条）。なお、播磨重服のことは、『台記』久寿元年（一一五四）十一月五日条に初見。

覚」とあるが、『今鏡』（村上の源氏第七 武藏野の草）

は「実寛」とし、こちらが是か。保元元年（一一五六）

九月二十五日權少僧都（『兵範記』）、治承二年（一一七

八）閏六月七日權僧正（『山槐記』）、養和元年（一一八

一）十一月二十二日無動寺檢校（『吉記』）。

（6）源光宗 康治元年（一一四二）～永暦元年（一一六〇）。

光保の男。光宗が、父祖・曾祖の成り得なかつた藏人に任じられたことに対する懼長はその姉が鳥羽院の寵愛を受けたための情実人事であると非を鳴らす。家格に固執し、成り上がりを蔑視する懼長らしい発言である。そうした懼長の不快感とはうらはらに、光宗は、五月二十四日叙爵（『兵範記』）、十月二十二日任左（右が是か）衛門佐（『兵範記』）、十一月二十六日春宮昇殿（『兵範記』）と昇進を続け、弟の光盛も同年九月二十三日任藏人（『兵範記』）、山槐記（『山槐記』）、十一月二十五日任大学助（『兵範記』）と足並みを揃えた。鳥羽院の死後も、その姉が春宮（二条帝）の乳母となつていたことより、光宗は保元二年（一一五七）正月二十四日叙從五位上（『兵範記』）、同十月二十二日叙正五位下（『兵範記』）、同三年四月二日任伯耆守（『兵範記』）と、順調な昇進を遂げるが、永暦元年（一一六〇）事に座して死去した。自害（『尊卑分脈』）とも誅殺（『系図纂要』）とも記される。

なお、光宗栄進の原因を作つた姉とは、『愚管抄』に「（鳥羽の）最後ノ御ヲモイ人ニテ候ケル光安ガムスメノ土佐

殿トイヒケル女房」、『尊卑分脈』に「後鳥羽院土左局」と記される女性で、『今鏡』は、光保・光宗父子の榮光と、その後の没落を記す。この「土佐殿」を、増淵勝一（「平安朝文学研究」第三卷第三号所収「今鏡人名考説」）や竹鼻績『全訳注今鏡』は近衛朝の土左内侍と同一人と見なすが、海野泰男『今鏡全訳』は疑問視する。

（7）藤家輔 藤原範綱の男。この除目については、『兵範記』にも「藤原家輔、（元非藏人、雅隆の替、散位範綱の息）源光宗、（元院判官代、年十四、光定の替、従四位下、出雲守光保朝臣の息）」と見える。この後、七月二十三日近衛院の崩御に伴つて藏人を去り（『藏人補任』）、十二月二十五日任左近将監（『兵範記』）、保元元年（一一五六）八月六日叙爵（『兵範記』）。

（8）光保 源頼光五代の後裔で、光国の男。「出雲守 従五下 使左衛門尉 平治乱与同信頼卿 永暦元十一坐事配流薩摩國於川尻被誅了」（『尊卑分脈』）。『新大系人物』参照。なお、光保・光宗については、須藤聰「保元・平治期の政治動向－美濃源氏の源光保・光宗の活動を中心にして－」（『宗教史・地方史論集』刀水書房 平6）に詳しい。

【補説】

年中行事類に、「同日（閑白家神馬立事上西日を指す）。梅宮祭事。」（『師遠年中行事』四月）、「同日。梅宮祭事。二宮に幣の使を立つ。

執柄家幣馬等を献ず。」(『年中行事抄』四月)とあるように、

梅宮祭には関白家(執柄家)より神馬を奉納する慣わしであつた。頼長は関白ではないが、氏長者でかつ内覽の宣旨を蒙つ

てることより、事実上執柄の立場にあるとして、この儀を催したと考えられる。頼長がいつから神馬奉納を始めたかは明らかにし難いが、仁平二年(一一五二)四月九日(『兵範記』)が記録上の初見か。氏長者を久安六年(一一五〇)九月に、内覽の宣旨を久安七年(一一五一)正月に得ているので、仁平あたりを初度とみて大過ないだろう。父忠実の意向を受け、事実上、執柄の座に着いたことを宣言する意味で実施したものと思われる。頼長の兄である関白忠通の、この期に於ける去就については明らかでないが、恐らくは父忠実を

慮つて神馬奉納を控えたものと推測される。なお、病の故をもつて邸からではなく、河原から神馬を立てた先例には、天永二年(一一一二)四月五日(『中右記』)、大治五年(一一三〇)十一月十日(『中右記』)等の事例が見出される。

十一日 丁亥。病者有るに依りて、出仕することあたはず。

右大将に譲り、⁽¹⁾御禊の前駆を定め申さしむ。大将先ず参内して、前駆を定め了り、⁽²⁾斎院に参りて、⁽³⁾出車□童女・騎馬等を定む。禊祭の上為るに依りてなり。

【校異】

(イ) 出車□童女 空白のない写本も多い。

【注】

(1) 御禊 賀茂祭に先立つ午の日或いは未の日に斎院が身を潔める儀式。

(2) 斎院 この時の斎院は、後三条天皇の皇子輔仁の女の怡子内親王。長承二年(一一三三)ト定。崇徳・近衛・後白河・二条四朝の二十七年に亘って斎院を勤める。北小路斎院と号された(『賀茂斎院記』)。

(3) 出車□童女・騎馬 御禊の前駆定めの際には、「出車騎馬等」「祭日童女騎馬」についても定められる(『江家次第』卷第六 御禊前駆定)。出車は女房が衣装の裾を押し出して乗る車。

十二日 戊子。女房の腫物已に膿む。今日蛭に噛かしむ。夜に入りて⁽¹⁾小除日を行はる。民部卿、上為り。右大将参入す。⁽²⁾右大弁執筆す。除日を奏し了りて上卿退出し、右大将下る。今夜、宇治の仰せに依りて、右弁官史生⁽³⁾紀為宗を以て右官掌に補す(左官掌盛信の譲り)。右大弁を召し、盛信の申文を下す(請議)。

(1) 小除日 臨時の祭除日。『兵範記』に「祭除日」として具体事実が記されている。

(2) 右大弁 藤原朝隆。承徳元年(一〇九七)~平治元年(一一五九)。為房の男。正三位權中納言に至る。この

時、正四位下参議・備中権守。

(3) 宇治の仰せ 忠実の命令である。

(4) 紀為宗 系譜未詳。

(5) 盛信 中原盛俊の父(『兵範記』仁安元年十月十日条)。

頼長の下家司・知家事。康治二年(一一四三)十二月十五日任内藏少允(『本朝世紀』)、久安三年(一一四七)正月二十八日任内舎人(『本朝世紀』)、左官掌を経て(『台記別記』『師尚朝臣記』)、保元二年(一一五七)四月三日任右京少進(『兵範記』)、平治元年(一一五九)四月任右少史(『官史補任』)。

十四日 庚寅。女房重⁽¹⁾ねて蛭に噛かしむ。腫物已に減ず。仍りて、女房、樹五領(重生单)を基康に給ふ。成雅朝臣之を取る。余、牛一頭を給ふ。隨身右近衛秦助弘之を牽く。深更に、頭光⁽²⁾頼朝臣來たりて曰はく、小除目有るべし、と。祭の使を欠くに依りて、左兵衛佐実国を右少将に任ずるなり(剩⁽⁴⁾)。此の外任人二人なり。此の中、左兵衛尉平貞清を左衛門尉に任ず。是は信兼の替なり。余問ひて曰はく、信兼に罪名の宣旨を下されんぬ。法家□勘申。亦未だ停任の宣旨を下されずと雖も、替を任せらるるは如何、と。光頼答へて曰はく、堪⁽³⁾宣に曰はく、法家未だ案じて罪の輕重を堪へ申さずと雖も、解官より軽きことを得ず。若し、法家の堪へ申す状解官に過ぎなば、重ねて其の事を行はれん。後悔あるべからず、てへり。右大將、參内して除目を行ふ。隨身の前駆ならず、てへり。

- (1) 秦助弘 系譜未詳。
- (2) 光頼 天治元年(一二二四)～承安三年(一一七三)。
- 藤原顯頼の男。正三位權大納言に至る。この時、正四位下左中弁・蔵人頭。『新大系人物』『平家事典』参照。
- (3) 実国 保延六年(一一四〇)～寿永二年(一一八三)。
- 藤原公教の男。正三位權大納言に至る。
- (4) 剩 剩闕。
- (5) 平貞清 系譜未詳。保元二年(一一五七)十月二十七日任左兵衛少尉(『兵範記』)。当日の実国・貞清の除目は『兵範記』同日条も記載。
- (6) 信兼 平盛兼の男。「左衛門尉 正五下 出羽和泉河

し。雅憲、々忠衣冠にて之に従ふ。今日、藏人家輔吉書を申す(經憲伝へ申す)。藏人光宗慶びを申す。清頼初参す(二字を献ず)。

【校異】

(イ) 重ねて蛭に噛かしむ 底本「蛭噛」。諸本に「重蛭噛(滄)」とあるに従い改める。

(ロ) 祭の使を欠くに依りて 底本「依祭使闕」。諸本に「依祭使闕」とあるに従い改める。

(ハ) 法家□勘申 諸本、底本と同じ。但し、内二は空白なし。

内守」（『尊卑分脈』）。『新大系人物』参照。

(7) 堪宣 不明。京一、京二、書五は「院宣」とする。

(8) 雅憲 系譜未詳。

(9) 吉書 任初めなどの折、儀礼的に扱う吉事に關する文書。

(10) 清頼 藤原清高の男。「二字を献ず」とは、名簿を呈上し、頼長への臣従を願い出ること。『台記別記』（久寿二年四月十九日条）に、「家司職事に非ず、家臣為るに依りて外に従ふ。且は大将（兼長一稿者注）の職事たる故なり。」と見える。この年（仁平二年十一月十日条等）の職事となる（『為親記』）。これ以前、忠通の男基実の職事でもあつた（『兵範記』仁平二年十一月十日条等）。久安三年（一一四七）六月九日六位昇殿（『本朝世紀』）、同四年正月二十八日任式部少丞（『藏人補任』）、同年二月五日叙爵により藏人を去る（『藏人補任』）。保元の乱では「彼の合戦の日に扈従の者」として、忠通から朝廷に身柄を引き渡された（『兵範記』保元元年七月十三日条）が、その後復帰し、皇太后宮權大進となる（『兵範記』）。

【補説】

該条に言う信兼の罪名とは、頼長の従者と信兼の鬭乱事件に関わるものである。この年の二月一日、頼長・兼長父子は法勝寺千僧御読経に参会しての帰途、信兼の車と行き会つた。信兼は下車の礼を取つたが、いかなる理由からか、頼長

の舍人等が信兼に暴行を加えた。その結果、鬭乱となり、死傷者を出すに至つた。この経緯を日記に記し留めた平信範は、「末代の狼藉事に触れて多しと雖も、公卿以上には未曾有の事なり。何ぞ況や執政の人においておや。積惡の致す所、天の然らしむるか。希代の珍事なり。恐るべし。懼るべし。／＼。」と、日頃の頼長の僭上ぶりを指弾した。その後、二月八日に信兼の父の盛兼が「一族の名簿」を捧げて頼長に謝罪し（『兵範記』）、二十一日には信兼の罪名を勘え申すべき由の命が法家博士に下された（『兵範記』）。四月十四日の臨時の除目で、信兼の替として貞清が左衛門尉に任じられることとなつたが、この人事に対して頼長は、信兼の処分が決定していない段階で、彼の替として貞清を左衛門尉に任じるのは如何か、と疑義を呈した。これに対し、信兼の処分は解官より重いものとなるはずだから、支障はないと光頼は答えたのである。

十五日 辛卯。午の刻に、東三条に向かひ稻荷⁽¹⁾に奉幣す。使は頼憲（五位の職事、高陽院の殿上人）、陪膳は有光朝臣、行事は頼業なり。乗尻は平文移、幣三串。乗尻参り來たる。晩頭に土御門に帰る。

【注】

(1) 稲荷に奉幣す 「上卯日。（略）稻荷祭事（有三卯時用中卯）。」（『師元年中行事』四月）とあるように、四月

上卯日（卯日が三回ある場合は中卯日）を稻荷社の祭日とした。頼長は、養女多子の入内・立后を稻荷社に祈請し、そのことが成就した報謝に、久安六年（一一五〇）四月九日初めて稻荷祭に奉幣使を立て、以後恒例化を図り、久寿元年（一一五四）四月九日には念願の神馬奉納を果たした（『台記』）。

（2）有光 康和元年（一〇九九）～治承元年（一一七七）。

藤原明衡の孫で、敦光の男。頼長の家司。六位蔵人、式部丞（『蔵人補任』）より保延三年（一一三七）正月五日叙爵、同三十日任美濃權守（『国司補任』）、康治二年（一一四三）正月六日叙從五位上（『本朝世紀』）、久安五年（一一四九）十月二十二日叙正五位下、仁平二年（一一五二）正月五日叙從四位下、保元三年（一一五八）正月六日叙從四位上、応保二年（一一六二）十月二十八日任大學頭（『山槐記』除目部類）、また承安の頃攝津守（『玉葉』）。

（3）頼業 系譜未詳。藤原頼業（有業の男、高陽院蔵人）

或いは、清原頼業（祐隆の男、時に從五位下直講・周防介。経歷については『平家事典』参照）のいづれかか。

（4）平文移 平文の移鞍。移鞍については、廷臣が公務に

使用する鞍とか、唐鞍を模して作った鞍とか、諸説がある。平文については、「何も別々の色を三色いろどりたるをひやうもんと申すべきなり。」（『御供古実』）と見える。

十七日 癸巳。女房腫物の間、経康の申し聞こゆる所其の験^①有り。仍りて牛を給ふ。申の刻に、蔵人光宗吉書を申す（高^②基伝へ申す）。晩頭に大将を伴ひて東三条に向かふ。

【校異】

（イ）験 底本「駿」。諸本に「験」とあるに従い改める。

【注】

（1）経康 丹波雅康の男。久安六年（一一五〇）八月三十日任主税助（『本朝世紀』）、久寿二年（一一五五）十一月十（十二）日任近江少掾、同二十二日叙從四位下（以上『兵範記』『為親記』）、保元三年（一一五八）八月一日任大舍人頭（『山槐記』）。医師としての評価は高かつた（『兵範記』仁平三年十二月二日条）。

（2）高基 源実房の男。大炊助（『中右記』『殿暦』他）、皇后宮權少進（天永三年四月三日任、『中右記』）、六位蔵人（『蔵人補任』）を経て、式部大夫（『台記』）。頼長の職事で、高陽院の殿上人。若い日の頼長は、五十歳を越え寒氣を凌ぐ高基の姿を見かねて直衣を下賜した（『台記』天養元年十一月十五日条）。

十八日 甲午。大将斎院に参る。御禊に依りてなり。今日、^①旧年の白重を用ゐる。是の例□□□六人。上卿の仰せに依りて、前駆悉く斎院に参る、と云々。事了りて大将参内す。去ぬる。

十四日の除目は兵部に下す、と云々（式部の召しは無し）。

【校異】

（イ）旧年 底本「旧年」。諸本「旧乎」「^{年カ}旧乎」とするが、底本に従う。

（ロ）是の例□□□ 諸本同じく空白。ただし、空白は三字分と一定してはいない。

【注】

（1）旧年の白重を用ゐる この根拠については分からない。『経信卿記』（永保元年四月十三日条）の「頭弁書を送りて云はく、藏人頭禊斎の弁と為りて一条大路を渡るの間（略）又白重を着すか、と。答へて云はく、其の例慥に以て知り給へず。（略）御禊の垣下を勤むる人は上古白襲を着さず。今の世は必ずしも然らず、と云々。已に職掌を勤むる人道理を知り、白襲を着さざるか。又々相尋ねらるべし、てへり。」が関連あるか。

（2）十四日の除目 『兵範記』によれば、当日の小除目は六衛府の武官に対してのみ行われている。

十九日 乙未。大衆の事に依りて、日吉に奉幣せず。⁽¹⁾ 警固の上は別当なり、と云々。隆長來たりて宿す。今日、憲親院の昇殿す。余の挙に依りてなり。

【校異】

（イ）□警固 諸本同じく空白あり。

【注】

（1）大衆の事に依りて、日吉に奉幣せず 前年の仁平四年（一一五四）八月九日、朝廷が「加賀国林大夫光家」を

赦免したことに怒った比叡山の大衆は九月三日、日吉社頭に蜂起し、このことを執奏した頼長を呪詛した。更に、七日には、法印相実らが鳥羽院に光家の赦免撤回を訴え

出た。鳥羽は山僧の抗議に抗しきれず、光家を再度拘禁することを約し、その旨を関白忠通に伝える一方で、これに関わる頼長の内覽を止めた（『兵範記』『台記』）。この事件より七ヶ月を経てはいるが、なお頼長は山僧を刺激することを警戒し、四月二十日の日吉社の祭礼への奉幣を取り止めたのである。光家は、久寿二年七月三日に赦免されている（『兵範記』）。

（2）警固の上は別当なり 賀茂祭の警固であり、祭の前の未の日又は申の日から実施した。上卿には、檢非違使別当藤原公能がなつた。

（3）憲親 少納言藤原顯憲の男で盛憲・經憲等の兄弟。頼長の従兄弟で家人。『新大系人物』、原水「頼長の死を語る男たち」（『国語と国文学』昭和59・八）参照。

二十日 丙申。賀茂より東三条に帰り、即ち土御門に帰る。

別記、賀茂詣の事。

【補説】

摂関の賀茂詣については、『江家次第』（巻第二十 臨時五執柄諸家 賀茂詣）に「四月朔之比有定」と見え、その次第が詳記されている。また、『師光年中行事』は、天禄二年（九七一）九月二十六日に行われた藤原伊尹の賀茂詣を「摂関賀茂詣の始まりか」と記す。なお、『中右記』（天承二年四月十九日条）に、「御賀茂詣有り、てへり。保安二年以後十二年の間久しく絶ゆるなり。なかんづく、当時の殿執柄の後未だ此の事有らず。今年始めて行はるなり。」とあって、摂関による賀茂詣が十二年間中絶していたこと、及び忠通により再開されたことが分かる。以後、忠通賀茂詣記事が記録類に散見することより、恐らくは恒例の行事としてほぼ毎年実施されたと思われ、久安四年（一一四八）には頼長も扈從している（『本朝世紀』四月二十一日条）。一方、頼長の賀茂詣は久

長の賀茂詣を許可しなかつたと付記する。風評の記載であり、真偽必ずしも明白ではない。或いは、久安六年（一一五〇）の頼長氏長者の承認・翌七年の頼長への内覧宣下等により、忠実・頼長父子に偏しすぎたと感じた鳥羽が、関白忠通との関係が悪化する事を懸念した故かとも憶測される。『台記別記』には今回の賀茂詣の詳細が記されており、『兵範記』も盛儀の一端を記しとどめている。

二十一日 丁酉。降雨。^① 隆長見物す。其の車、上は檜の網代（実の檜）、左右の縦縁の内に青薄物を張り、外空に捲を立つ。簾は伊予簾を用ゐ、畝地に之を切る。上縁の際、緒を懸くる処毎に花月を付け、子上左右の簾に皆千鳥を付く。物見は紺青の乱文、不発垂簾。禅閣の斑牛に畝鞞、件の鞞は失堅滌文なり。小舎人一人は朽葉の狩衣、上下に歎冬の花を付け、青の打衣、白の下袴に杏葉を畫く（垂袴）。隨身四人は崩木の狩衣、上下に躑躅の花を付け、蘇芳の打衣（帶剣・垂袴・立烏帽）なり。牛童は藤の上下（薄色、青裏）、藤花・歎冬を付け、打衣なり（已上、衣を出さず）。雜色十人許りなり（或いは、上括り・藁沓、或いは、垂袴・浅沓、皆白装束・平礼）。隆長は直衣（尋常）を奉り、二倍の織物・奴袴（鳥櫻文）・紅曳折（之を出す）・生单なり。申の刻に、車に乗る（時に土御門東洞院第に在り。高陽院の御所に近きなり）。右少将公保朝臣（巻纓・束帶、剣を帶せず）、車の後之事不吉^② だったことを鳥羽が「殊に歎き思し食す」故に、頼長が「一院（鳥羽院）辺の事」を「憚り思し食」したためと記し、「或人の説」として、この度実施した熊野参詣が「毎

の貫首（武阿）⁽¹⁷⁾は弓・壺胡籤（老懸を付く）を持ち、雜色一人淺沓を持つ。甚雨と雖も張筵を用ゐず。雜色一人筵を取りて牛童を覆ふ。甚雨たるに依りて、小舍人・隨身、上括して、猶沓を用ゐず。雜色は皆上括・藁沓なり（已上、笠を取る）。公保朝臣は従者を具せず。申の刻に、余（烏帽）、季成・師長等の卿を伴ひ、□□□□に向かふ（一条南、是前⁽¹⁹⁾の斎院の女房、別当君の棧敷なり）。□□卿予め之に在り。隆長、東洞院より北に行き、一条より西に行き（余の棧敷の前にて下りず。晴雨を論ぜず下るべからざるなり）、堀川に至りて東に行き、万里小路に至りて復び西に行き、油小路に至りて復び東に行き、西洞院（一条南）に至りて車を立つ（北⁽²⁰⁾南、牛を免ぜず）。使者必ず斎院に参るべきの由、上卿仰せを廻らす。而るに使等承け引かず。頻りに催促を加ふるに、酉の刻に、使者參り具す。其の後、玉輿を寄す、と云々。使々秉燭に大路を渡る。甚雨に依りて、檢非違使・行事官下るべからざるの由を仰す。仍りて、檢非違使下りざるも行事官猶下り、皆渡り了んぬ。隆長は一条より東に行き、東洞院より南に進きて土御門に帰る。次いで、余帰る。午の刻許りに、右大將斎院に参る。赤色の下重なり。新車の前駆六人なり。大將、禊斎を承り行ふの間斎無し。但し、御禊の日致斎（僧尼・重軽服・懷妊・音楽・月水・女犯皆禁ず）するも、家に帰るの後斎無し。申の日（祭の前日）に散斎し（僧尼・重軽服・懷妊・音楽を禁じ、月水・女犯を禁ぜず）、祭日に致斎するも、家に帰るの後斎無し。近代は四月朔より散斎す。此の事訛な

り。治安二年行成卿、禊斎の事仏經忌み有るや否やを賀茂に祈り申すに、夢中に示現有りて、毎日の所作・念誦・読經を禁ぜざるの由彼の記（四月十一日）に見ゆ。皇后宮の使權大進憲親、鴛鴦通天を用ゐる。明日、小馬脳を用る給はす。余の隨身は上臍四人なり。

【校異】

（イ）鳥櫛文 底本「鳥櫛文」。数写本に「鳥櫛文」とあるに従い改める。

（ロ）弓・壺胡籤 底本「弓囊胡籤」。京一、書一、書三、書五、国一、国二及び『兵範記』に「弓壺胡籤」とあるに従い改める。

（ハ）雨 底本「両」。諸本に「雨」とあるに従い改める。

（ニ）□□□□に向かふ 底本「向□□□□」。諸本同じ。

（ホ）別当君 底本「別當」。多くの写本に「別當君」とあるに従い改める。

（ヘ）□□卿 底本「□□卿」。諸本同じ。

（ト）承り行ふ 底本「兼行」。諸本に「承行」とあるに従い改める。

（チ）女犯 底本「女」。諸本に「女犯」とあるに従い改める。

（1） 隆長見物す 隆長の祭見物については、『兵範記』に

【注】

（1） 隆長見物す 隆長の祭見物については、『兵範記』に

も「今日、左府の新中将、飛車に乗り一条大路を往反す。

其の車風流、粗旧例を存ず。主人は直衣・出柏・巻纓・
帶剣なり。雜色は壺胡籤を持ち、車の後に在り。左少將
公保朝臣（束帶）車の後に乘る、と云々。」と見え、飾
車での隆長の祭見物の様が「粗旧例を存じたものとし
て話題になつたことが知られる。『百鍊抄』（第七）もま
た「賀茂祭。左中将隆長朝臣風流車に乗り、大路を往反
す。」と編述している。

(2) 網代 「網代（連子。或いは網代廂と号す。）網代庇

有り。或いは網代連子の物見有り。簾を懸く。摂政関白
大臣大将之に乗る」（『飮抄』下）。

(3) 捲 不明。諸本「松」「揆」「ヰ」「挽」など区々であ
る。『飮抄』所引の当該文には「松」とある。

(4) 突地に之を切る。上縁の際、緒を懸くる処毎に 底本
「突地切之上縁際毎懸緒処」。読めないが、とりあえず
上記の如く読んでおく。

(5) 花月を付け、子上左右 読めない。底本「付花月子上
左右」。書一、国一、国二及び『飮抄』所引本文には「花
月子」が「花柑子」とある。

(6) 不発垂簾 読めない。『飮抄』所引文には「不解垂簾」
とある。従うべきか。

(7) 故鞆 馬具である鞆の一種。平鞆、丸鞆等がある。

(8) 失堅浪文 分からない。『飮抄』には当該部「本夾_{イヒヤ}_ニ」
堅食_{イシ}とある。

(9) 欽冬 路の異名。

(10) 垂袴 下括とも。袴の括を足首で結ぶこと。膝下で結
ぶのは「上括」。

(11) 平礼 平礼烏帽子。『飮抄』に「中少将と雖も、威儀
を備ふるの日は、多く平礼」と見える。また、『貞丈雜
記』（卷之三 烏帽子之部）には「平礼ゑぼしと云物別
に替りたる物にはあらずゑぼしのいたゞきを折りてかぶ
る事を平礼と云也何のゑぼしにもあれ折りたるは平礼
也」とある。

(12) 鳥襷文 文様名。『飮抄』は「壯年之人」が夏にこの
文様の奴袴を着すと記す。また『装束抄』は「十五歳以
後ハ鳥多須岐ノ浮織物」の奴袴を着用するとし、摂家は
「鳥多須支、藤丸、雲立涌」を指貫の文様として使用す
るとも記す。

(13) 紅曳折 分からぬ。書一、国一、国二は「紅引折擣」。
「曳折」は「引折」で、裾を上方へ折り返して挟むこ
とか。『続有職問答』には、「問 ひおりの事、旧記にも
出しや。」に対する回答として、『台記』の該例及び『玉
葉』建久五年（一一九四）三月十七日条を例示する。『飮
抄』所引本文では「紅曳_{イヒヤ}_{ベギ}折」とある。「ひへぎ（引倍
木）」なら、下着の裏を除き、表地だけを着ること。

(14) 公保 長承元年（一一三一）～安元二年（一一七六）。
藤原実能の男。正一位權大納言に至る。この時、正四位
下右近權少將。

- (15) 卷纓 冠の纓の端を卷いて、はさみ止めること。
- (16) 蒔絵の野劍 『飴抄』に、「近衛次将、外衛佐等常に之を持たしむ（束帶出仕の時、笏を相ひ具す）。率爾に役に随ふの時。多く此の劍を用ゐるなり。」と見え、また『物具装束鈔』に「大將直衣の時或いは之を用ゐる。殿上人布衣の日之を帶す。」と見える。「宰志柄」については調べが及ばなかつた。
- (17) 武阿 系譜未詳。
- (18) 老懸 冠に付けて顔の左右を覆う服飾品。卷纓とともに武官の装。
- (19) 前の斎院の女房、別当君の棧敷なり この時点で生存の確認できる前斎院は、白河の皇女禎（禎）子、堀河の皇女悰子、鳥羽の皇女恂子（後に統子と改名）の三人、いずれを指すか定めがたいが、或いは統子であろうか。
- 「女房別当君」については不明。賀茂祭の棧敷については、臍谷寿『平安貴族と邸第』（吉川弘文館 平12）に論がある。
- (20) 北南 或いは京一の記す「北面」が是か。
- (21) 秉燭 火ともし頃。
- (22) 致斎 散斎の後に行う厳重な斎戒。
- (23) 散斎 真忌の前に行う軽い物忌。
- (24) 行成卿 天禄三年（九七二）～万寿四（一〇一七）。
- (25) 彼の記 藤原行成の日記、所謂『權記』であるが、当

(15) 卷纓 冠の纓の端を卷いて、はさみ止めること。

(16) 蒔絵の野劍 『飴抄』に、「近衛次将、外衛佐等常に之を持たしむ（束帶出仕の時、笏を相ひ具す）。率爾に役に随ふの時。多く此の劍を用ゐるなり。」と見え、また『物具装束鈔』に「大將直衣の時或いは之を用ゐる。殿上人布衣の日之を帶す。」と見える。「宰志柄」については調べが及ばなかつた。

(17) 武阿 系譜未詳。

(18) 老懸 冠に付けて顔の左右を覆う服飾品。卷纓とともに武官の装。

(19) 前の斎院の女房、別当君の棧敷なり この時点で生存の確認できる前斎院は、白河の皇女禎（禎）子、堀河の皇女悰子、鳥羽の皇女恂子（後に統子と改名）の三人、いずれを指すか定めがたいが、或いは統子であろうか。

「女房別当君」については不明。賀茂祭の棧敷については、臍谷寿『平安貴族と邸第』（吉川弘文館 平12）に論がある。

(20) 北南 或いは京一の記す「北面」が是か。

(21) 秉燭 火ともし頃。

(22) 致斎 散斎の後に行う厳重な斎戒。

(23) 散斎 真忌の前に行う軽い物忌。

(24) 行成卿 天禄三年（九七二）～万寿四（一〇一七）。

(25) 彼の記 藤原行成の日記、所謂『權記』であるが、当

該部は現存しないようだ。従つてここに記された夢想については確認しがたい。

(26) 鴛鴦通天 通天は通天犀の略で、犀の角。帯の飾りとして用いた。鴛鴦通天については、『桃花藥葉』（玉帶色々事）に、「班犀帶（鶴通天。鴛通天。）公卿諒闇等凶服に之を着用す。」と見え、『新野問答』には、「鴛鴦通天鶴通天豹錦等名見諸記候（略）彼鴛鴦犀はをし鳥の象自然に犀角の文に現在し鶴象直現在するにて可有之候不然候時は攝家累代之重宝珍物とは難申候由申候き」とある。

道長が所有し、代々攝関家に伝えられたようで、『殿暦』にもその名が見える（長治二年四月十五日条、同十一月二十一日条）。憲親が鴛鴦通天を帶びたのは、賀茂祭の皇后宮使の先例に従つたもの（『殿暦』天仁二年四月二十三日条）。

(27) 小馬脳 瑪瑙の帶飾り。『飴抄』（馬脳）に、「四品之を用ゐる。舞人の時之を用ゐる。小忌に著すの時、或いは之を用ゐる。臨時祭の舞人等之を用ゐるに依る。」とある。また、『名目鈔』（衣服篇）に「馬脳帶（略）非參木大弁已下、四位之人上下之を用ゐる。」とあり、『桃花藥葉』（玉帶色々事）に「馬脳帶。四位の人尋常に之を用ゐる。（略）安元元四月侍従良通、拝賀に小馬脳の帶（五位の人也）を用ゐる。」とも見える。

二十二日 戊戌。隆長見物せず。師長解陣の事を行ふ。⁽¹⁾

『台記』注釈（久寿二年四月）

【注】

(1) 解陣 賀茂祭の警護の陣を中戌日に解除すること。

二十四日 庚子。巳の刻に吉田に奉幣す。使は大藏丞橋章盛、⁽²⁾陪膳は敦任⁽³⁾（四位無きに依りて五位を用ゐる）、行事は忠綱⁽⁴⁾なり。今日、鳥羽光堂の供養なり。仍りて午の刻に鳥羽に参る。⁽⁵⁾造道にて御幸に遇ひ、車を下りて路頭に跪く。⁽⁶⁾御車過ぎて後、車に乗りて御後に候す。女院（美福）直ちに白河院に渡御し、六条院に渡御す。余、御車の簾に参入す。故郁芳門院のおほんために釈迦三尊・五部大乗経・大般若を供養す。⁽⁷⁾弁覺法印導師と為る。題名僧二十口なり。事訖りて、白河に御幸あり。余、之に従ひ、入御の後退出す。⁽⁸⁾夜に入り左伝を講ず。講師は登宣⁽⁹⁾、問者は余と俊通なり。詩有り。今日、隆長雞十羽を具して宇治に参り、之を鬪はしむ。今日より華を服せず。

【校異】

(イ) 御幸 底本「御堂」。京一に「御幸」とあるに従い改める。なお、京二、書五には「御車」とあり、意味的にはこれも可。

(ロ) 諸本、底本と同様に空白あり。

【注】

(1) 吉田に奉幣す 每年四月中子及び十一月中申の日に舉

行される吉田社の祭礼に対する奉幣。

(2) 橋章盛 系譜未詳。久寿二年（一一五五）十月二十二日任兵部丞（『兵範記』）、保元元年（一一五六）十一月二十八日転式部丞（『山槐記』除目部類）、同三年（一一五八）十二月十七日叙爵（『兵範記』）。

(3) 四位無きに依りて五位を用ゐる

吉田社への神供の陪膳を四位の役務とする出拠については調査が及ばなかつた。ただ、『後二条師通記』（承徳三年四月十六日条）、『殿暦』（康和四年四月十六日条、同年十一月十五日条、永

久四年四月十三日条）、『玉葉』（治承二年十一月十三日条、文治三年四月十七日条、同年十一月二十三日条、建久二年四月二十三日条、同年十一月十五日条、同四年四月十六日条）など、四位が勤仕する事例が多い事実、及び「吉田祭なり。奉幣例の如し。陪膳は能業なり（稿者注－能業は五位）。四位参らざるに依りてなり。」（『玉葉』元暦元年四月十八日条）との記述より、四位の役務とするのが通例だったと解される。

(4) 忠綱 平忠正の男で、頼長の勾当。當時六位（『台記』）、「皇后侍」（『尊卑分脈』）。保元の乱に父・兄弟と共に斬首される。『新大系人物』参照。

(5) 鳥羽光堂の供養なり 『兵範記』にも「鳥羽田中御所小御堂の供養あり。」と見えている。

(6) 造道 鳥羽の造道。『徒然草』「鳥羽の作道は」の段で著名。

(7) 女院 美福門院得子。永久五年(一一一七)～永暦元年(一一六〇)。藤原長実の女。鳥羽院の后で近衛帝の母。永治元年(一一四一)十二月二十七日皇后宮、久安五年(一一四九)八月三日院号(『女院小伝』)。『新大系人物』参照。

(8) 白河院 白河殿。藤原良房より始まり、頼通まで藤氏が伝領したが、その男師実が白河帝に献上した邸第。

(9) 六条院 白河帝により御所として整備された。白河の第一皇女郁芳門院媞子が嘉保三年(一〇九六)八月七日にこの御所で死去、邸内に御堂が建立され、忌日には法要が営まれた。康和元年(一〇九九)・保安四年(一一二三)に焼失したが再建され、この時に至っている。

(10) 弁覺 藤原通輔の男。号大夫阿闍梨。保延四年(一一三八)十月二十六日任権律師、永治元年(一一四二)十一月二十四日任権少僧都(以上『僧歴綜覧』)。説法に優れていた(『本朝世紀』久安五年十一月八日条)。

【注】

(1) 得長寿院 鳥羽院の御願寺。平忠盛が長承元年(一一三二)に造進した。『平家物語』(卷第一 殿上闇討)で知られる。

(2) 両院 鳥羽院と美福門院を指す。

(3) 余日 京一、京二、書三、書五には「余日」とあるが、いずれにしても分からぬ。

(4) 統子内親王 大治元年(一一二六)～文治五年(一一八九)。鳥羽の第二女。本名恂子。長承三年(一一三四)六月、統子と改名。大治二年(一一二七)～天承二年(一一三二)の間斎院。保元三年(一一五八)二月三日、後白河准母の儀で皇后となり、同四年二月十三日上西門院の院号を受ける。

(5) 武知 系譜未詳。

(6) 教頼 系譜未詳。諸本「敦頼」。「敦頼」なら、乗馬に

法結願す。実寛律師來たりて加持しんぬ。右大將、祿物を取りて之を授く。成雅朝臣布施を取る。伴僧四口、各布施一裹、次いで馬一疋を律師に与ふ(隨身左府生武知、左番長教頼之を率く)。

二十五日 辛丑。巳の刻に得長寿院に参る(大将之に従ふ)。是より先に御幸(両院)あり。御修法結願了りて還御あり。余日寺より退出す。其の次いでに兼長・師長を伴ひて統子内親王家に詣で、所惱を問ふ。土御門に帰りて、未の刻に薬師

巧みであつた左近番長下毛野敦頼（『台記』久安六年八月十二日、『台記別記』久寿二年四月二十日条）か。

二十六日 壬寅。夜に入り民部卿來たりて語る。又、範長來たる（出家後、初めて來たる）。申の刻に、頭光⁽¹⁾頼朝臣來たりて、太宰府より竈宮、天火の焼く所と為る由を言上するの文を内覽す。

【校異】

（イ）光頼 底本「元頼」。多数の写本に「光頼」とあるに従い改める。

【注】

（1）範長 久安元年（一一四五）生。頼長の四男。幼名乙麻呂、後に徳法師と呼ばれる。久安六年（一一五〇）十二月に忠実の妾播磨の養子となり、仁平三年（一一五三）南都にて尋範の弟子となる。範長は法名。保元の乱により安房流罪。後、帰京を果たすも以後の動静不明。『新大系人物』参照。

（2）竈宮 筑前国御笠郡（福岡県太宰府市）の竈門山にある神社。玉依姫・神功皇后・応神天皇を祭神とする。嘉承元年（一一〇六）十一月三日、正一位の神階を授けられた。

二十七日 癸卯。晴る。私請印並びに上表の事有り。丑の刻に、隆長と同車して東三条に向かふ。右衛門督（公能、直衣）と路頭に遇ひ、相ひ徒はんことを告げて向かふ。須臾にして右大将（兼長、直衣）來たる。家司知経、対の南廂に於いて吉書を申す。了りて内寝に入る。日向守有成朝臣（束帶、親⁽⁶⁾隆朝臣の遅参に依りてなり）をして日時の勘文を覽しむ（鑄印の日時一通、請印の日時一通、笏を取り副ふ。雅楽頭泰基⁽⁷⁾親束帶にて侍所に於いて之を勘ふ）。余、見了りて留め置く。巳の刻に印を鑄す（昨日、文章博士茂明朝臣に仰せて、印字の様を勘へしむ。是、頼の字は古文なり。名の上の字を用ゐる例なり。宮内權少輔伊行を召し之を書かしむ。先づ散位公基⁽⁸⁾へ式部大夫⁽⁹⁾を召す。而るに重服に依りて伊行を用ゐる。鎔師の宅に於いて之を鑄す、と云々。先例、所見無し）。吉時を午申と勘へ申す。而るに鑄成遅るるの間、午の刻を已に過ぐ。仍りて申の刻を用ゐる。皇后宮權大進憲親（職事、束帶）印盤を取り（櫃は其の上に在り。盤上に白布を帖みて之を置く）、中廊の北簷子の脇戸を入り、簷子の西より対の東簷子北の地より進み、次いで進みて南第三間（余の座す間なり）より入りて、余の座前の北方（南北の妻）に置く。余、北の障より出でて（束帶、蒔繪劍）座に着す（東面）。親隆朝臣（束帶）は中廊の北簷子西第三間に候ず（操作合間。座無し）。大從大江久兼（年預、束帶）返抄五枚（加賀、美濃、美作、伊予、讃岐）を覧笥に緘封し、南より馬道を出でて参入し、北砌の下に跪き（蔀の外に立つ）、親隆朝臣の前に置

く。親隆見了りて、本の如く筈に盛り、笏を挿み覽筈を取り、西に進み、対の東簀子の北より進み、膝行して余の座の間より昇り、筈を取り廻らし座前に置きて（笏を抜かず）。次第に造る所は笏を抜きて退下し、取□^(ホ)持ち更へて挿む、と云々。而るに、挿み抜く間、煩有り。抜くべからざるの由、是より先に親隆申す所なり）退下し、同間の簀子に候ず（西面）。余、筈を引き寄せ、見了りて押し出だす。親隆、膝行して進み、筈を取り、取り廻らして退下す。筈を同間の簀子に置き、更に進み印櫃（盤を加ふ）を取りて退下す。⁽¹⁴⁾ 筈を簀子の北方に置き、櫃を取りて印盤の北方に置く。櫃を開きて印を出だし、印盤の上に置く（囊ながら之を置く）。文を開きて又印盤の上に置き、鉄尺（印櫃に在り）を以て鎮に置きて印を捺す（毎枚三所）。了りて筈に盛り、本の路を経て東脇戸の下を出でて久兼に給ふ。久兼、紙筆刀等を覽筈に緘封し親隆に授く。親隆、筈を取り本の路より参上し、捺印所に候す。余、封を書くべきの由を仰す。親隆書き了りて本の如く印を納めて封を付く。印櫃を印盤の上に置き、之を取りて参上し、余の座前（本の所）に置きて退下す。覽筈を取りて、本の路より退出す。余、北の障の内に入る。憲親、印櫃（盤を加ふ）を撒して請印す。其の間、公能・兼長等の卿、北の障の内に在りて、頗る障を開き其の儀を見る。印盤太く短し（一尺七八寸許り）。後日、改め作る印なり。鑄出遲るる間、表草を持ち來たる。上表の後請印すべきの儀有りと雖も、上表の後未だ之を返し給はず。先に請印を行ふことは思慮有るべし。

仍りて、請印了りて上表するなり。

【校異】

（イ）告げて向かふ 底本「告問」。諸本に「告向」とあるに従い、とりあえず上記の如く読む。

（ロ）請印の日時 底本「請印時上日時」。この他、「請官日付」「請官日時」等と記す写本もあるが、とりあえず、京一に「請印日時」とあるに従い改める。

（ハ）大夫 底本「太夫」。多くの写本に「大夫」とあるに従い改める。

（二）筈 底本「菖」。通行の字体に改める。以下同様。
（ホ）諸本も同様に空白あり。

【注】

（1）請印 公文書に内印（天皇御璽）又は外印（太政官印）を捺印する儀式。ここは臣下においても行われた例。『台記』は私請印の先例を列挙しているが、他流である小野宮実資の場合を引勘しても、永久四年（一一一六）十一月十日に行われた兄忠通の請印（『殿暦』）については触れない。意識的な無視といえる。

（2）上表 辞表を提出すること。

（3）東三条に向かふ 天永三年（一一一二）十一月十八日、忠実が右大臣上表の儀を枇杷殿で行つた時「須らく東三条に於いて表を献すべきなり。而るに修理の間其の便宜

無し。」（『殿暦』）と記したように、儀式の類は東三条で催されるのが慣例だった。

（4）知経 系譜未詳。「散位知経（已上家司）」（『兵範記』）

久寿二年四月二十七日条）と見える平知経か。久寿二年

（一一五五）正月六日叙爵（『兵範記』）。

（5）有成 藤原敦宗の男。長治二年（一一〇五）任越前大

掾（『国司補任』）、嘉承二年（一一〇七）七月十九日任

六位蔵人（蔵人補任）、天仁元年（一一〇八）八月二

十九日式部少丞を兼ね（蔵人補任）、天永二年（一一

一二）正月二十三日任和泉守（『国司補任』）、皇后宮少

進（『中右記』）より皇后宮大進に進むが、元永元年（一

一一八）八月二十九日停止（『中右記』）、翌二年七月三

十日に還着し、大治五年（一一三〇）四月三日叙從五位

上（『中右記』）、康治三年（一一四四）正月二十四日任

美作守（『国司補任』）。「位は四品に在りながら年七旬に

及び、其の家甚だ貧し。其の種凡ならず。」（『台記』仁

平元年正月二十七日条）と憐れんだ頼長の推挙を得て、

仁平元年（一一五一）二月一日任日向守（『台記』）。久

安六年（一一五〇）二月十六日頼長の家司となる（『台

記』）が、また、忠実の家司でもあった（『兵範記』）。久

寿元年（一二五四）十二月二十八日、隨身所別当になる

（『台記』）。元永二年（一二一九）六月一日、顯仁親王（崇徳帝）誕生に際し、鳴弦役となつた彼は、ただ一人

故実に適う作法を取つた（『御産部類記』所引『敦記』）。

妻の家子は崇徳院の中宮皇嘉門院聖子の乳母（『中右記』大治五年四月三日条）。

（6）親隆 藤原為房の男。頼長及び師長の家司（『台記』）。

鳥羽が頼長を憎む原因に関わる風聞を頼長にもたらした

事（『台記』久寿二年八月二十七日条）を始めとして、

情報通の人物であつたことが知られる。『新大系人物』

参照。

（7）泰親 享年七十四（『安倍氏系図』）。安倍晴明六代の

子孫で泰長の男（『系図纂要』）。大治五年（一一三〇）

八月二十三日任右京亮（『中右記』「阿信泰親」とあるが

「信」は「倍」の誤記か）、永治二年（一一四二）正月

一日叙從五位上（『本朝世紀』）、康治二年（一一四三）

正月二十七日任土佐介（『国司補任』）、雅樂頭（『台記』）、

主計助、權陰陽博士（以上『本朝世紀』）、因幡介（『国

司補任』）等に補し、仁平三年（一一五三）閏十二月二

十三日任權天文博士（『宇槐記抄』）、保元二年（一一五

七）正月二十四日任陰陽助（『兵範記』）。以後、伯耆介

（『石清水文書』へ田中家）一一五番）、大舍人頭（『兵範

記』）、図書介（『兵範記』）等を兼任し、大膳權大夫（『山

槐記』）、陰陽頭（『吉記』）に至る。『台記』に頻出する

人物で、頼長は、勘例・占・呪法等に彼を重用し、時には男色の成就にその符術を利用している。「凡そ泰親は、占其の兄父に勝る者なり。又、陰陽書に云はく、占は十に七中るを神と為す、と。泰親の占は十の七八中る。又、

その中のこと他人に似ず。上古に耻じざる事なり」（『台記』久安四年七月十九日条）との評言から評価の高かつたことが知られる。『平家物語』（卷第三 法印問答）は「天文は淵源をきはめ、推条掌をさすが如し。一事もたがはざりければ、さすの神子とぞ申しける。」と記す。『平家事典』参照。

(8) 賴の字は古文なり。名の上の字を用ゐる例なり これ

に關わつては、天永三年（一一二二）十一月十六日における忠実の鑄印に関し「件の印は御名の片文字（上の字忠なり、古文を書く）を用ゐる」（『中右記』）と見える。

(9) 伊行 藤原定信の男。久安五年（一一四九）十月二十

二日任宮内権少輔（『兵範記』）、保元二年（一一五七）正月二十四日叙従五位上（『兵範記』）。能書で名高く、賴長を始め、貴顯の願文・上表文の清書に携わつている。

(10) 公基 系譜未詳。『尊卑分脈』に「式 従五上少内記 加賀權守」とある藤原章綱の男か。康治元年（一一四一）十二月二十一日、少内記より任兵部丞（『本朝世紀』）、久安二年（一一四六）十二月二十四日任式部少丞（『本朝世紀』）、同三年正月二十八日任大丞（『本朝世紀』）、永万元年（一一六五）七月二十五日叙従五位上（『山槐記』）。

(11) 操作合間 読めない。原文のままとする。

(12) 大江久兼 系譜未詳。賴長の年預・知家事。長寛三年

(一一六五) 正月任右少史、仁安元年（一一六六）右大史、仁安二年（一一六七）四月十日叙爵並びに任山城介（以上『官史補任』）。

(13) 返抄五枚 天永三年（一一二二）の忠実の請印も「伊与、加賀、美乃、伊賀、美作」の五枚。これは祖父師実に倣つたもので、父師通の時は三枚であつた（『中右記』）。そして賴長は忠実の例を襲つた。

(14) 笠を簷子の北方に置き 底本「置簷子笠北方」。とりあえず上のように読んでおく。

(二十七日の続き)

此の請印の事、必ずしも執政の後に之を行はず。^① 大殿は康平元年十二月八日に之を行はれ（大納言）、治暦元年十月廿九日に又之を行はる（右大臣）。^② 二条殿は応徳元年三月四日に之を行はる（内大臣）。入道殿は天永三年十一月十六日に之を行はる（摂政右大臣）。之を以て之を思ふに定まりたる期無し。次いで、大殿兩度之を行はること心得ず。倩、此の事を案ずるに、納言の時、請印すと雖も、大臣の後重ねて之を行ふか。但し、其の印は新鑄せず、納言の時の印を用ゐるか。一人で二印有るべからざる故なり。^③ 天永三年の為隆記に云はく、^④ 治安元年八月廿一日に小野宮右府請印を行はる（時に右大臣）。庭中に案を立て、開封・捺印を申すの儀有り。応徳元年三月四日に、故二条殿下請印を行はるの儀、大略同じ。康平元年十二月八日に、大殿大納言為りて行はるる

『台記』注釈（久寿二年四月）

の儀、偏に今日の儀の如し。之を案ずるに、納言と大臣と差別有るか。然るに指せる例文無きの上は、只大殿の例に依らしめ給ふべきの由を、民部卿(俊明)・新藤中納言(宗忠)申し行はる所なり、と云々。治暦元年の御暦に云はく、辰の刻に請印す。衣冠を着し、対の南廂に出づ。尾張守朝臣(定家)南簣子に進む。本より印有り。中門より知家事重頼・案主頼重、案を昇き立て、即ち重頼印を奉る（返抄三枚を納め封す）。氣色に依りて、家司、重頼を召す。称唯して参入す。印を給ひ、次いで笛を給ふ。大略外記の如し、と云々。今案するに、治安・治暦・応徳(日)其の儀相同じ。皆、南庭に於いて之を行ふ。然れば則ち、大臣須らく南庭に於いて之を行ふか。然るに、今日の儀は偏に天永の例を用ゐるなり。請印の装束。東の対の東孫廂南第三間、西長押に通りて高麗端帖一枚を敷き（南北の妻）主人の座と為す。同南第二四両面の間、各東長押に通りて同帖一枚を敷く（南北の妻）。東廂南第一三四間の御簾を垂れ、同じき孫廂南第一三四間の御簾を巻く。印櫃（朱漆、鉄鎖在り）、身（長一尺一寸三分、短八寸六分、深五寸八分、板厚二分）、蓋（長一尺二寸、短九寸三分、深九分、板へ廻二分、上三分）、印盤（白木）、板（長二尺四寸六分、(13)此外足外厚五分二寸五分）、短一尺七分、足（左右の端に板を打ち付け、其の下を彫りて足と為す）高一寸九分、長一尺二分、厚六分、印（銅を以て之を鑄す）、方一寸九分、高一寸八分、(13)壺（銅を以て之を鑄す。其の形、小桶の如し。丹を納め、水を入れる）、身（口徑三寸七分、指牙下言之）、深

一寸七分、蓋（口徑身に同じ、深三分）、鉄尺（寸分を刻む）長一尺、短四分、厚一分、御印字の様を勘へ申す事。

右、勘へ申すこと件の如し。

久寿二年四月廿六日、文章博士藤原朝臣茂明。拝申す。御印を鑄せらるべき日時。

久寿二年四月廿七日癸卯、時は巳午。

久寿二年四月廿七日、權陰陽博士安倍泰親。拝申す。請印を行はるべき日時。

久寿二年四月廿七日癸卯、時は午申。

久寿二年四月廿七日、權天文博士安倍泰親。

【校異】

（イ）今底本「余」。諸本に「今」とあるに從い改める。
（ロ）其の儀 底本「儀」。諸本に「其儀」とあるに從い改める。

（ハ）須らく 底本「預」。京一、京三、書三、書五に「須」とあるに從い改める。
（ニ）□壺 諸本、空白のあるもの、ないもの、定かでないもの等区々である。

（ホ）字形は、写本により微妙に異なるが、便宜的に京一に従う。

（ヘ）日 底本「同」。諸本に「日」とあるに從い改める。

(ト) 倍 底本「陪」。諸本に「倍」とあるに従い改める。

【注】

(1) 大殿 藤原師実。長久三年(一〇四二)～康和三年(一一〇一)。頼通の男で、頼長の曾祖父。従一位関白太政大臣に至る。康平元年(一〇五八)十二月八日(従二位) 権大納言、十七歳) 及び治暦元年(一〇六五)十月十九日(従一位右大臣、二十四歳)に行つたとされる請印については、当時の記録では確認できず、詳細は不明。

(2) 二条殿 藤原師通。康平五年(一〇六二)～承徳三年(一〇九九)。師実の男で、頼長の祖父。従一位関白内大臣に至る。『平家事典』参照。応徳元年(一〇八四)三月四日の請印のことは『後二条師通記』該日条に記されるが、詳しいものではない。時に正一位内大臣、二十歳。

(3) 入道殿 頼長の父忠実。天永三年(一一一二)十一月十六日の請印の事はその日記『殿暦』や『中右記』その他に記される。

(4) 天永三年の為隆記に云はく 為隆の日記は所謂『永昌記』だが、当該年は現存しないか。記主藤原為隆は、為房の男。延久二年(一〇七〇)～大治五年(一一三〇)。従三位参議・左大弁に至る。天永三年(一一一二)当時、従四位下右中弁。『中右記』(天永三年十一月十六日条)には、師通の請印に関わる為隆の談が記し留められてい

(5) 治安元年八月廿一日に小野宮右府請印を行はる 小野宮右府は藤原実資。天徳元年(九五七)～寛徳三年(一一四六)。齊敏の男で、祖父実頼の養子となる。従一位右大臣に至る。その記『小右記』該日条中に「未の時に請官^{印力}を始む。南庭に案を立て」と見える。なお、実資は、寛仁三年(一一一九)正月九日(『小右記』)及び長元四年(一一三一)三月二十一日(『小右記』)にも請印を行つてゐる。

(6) 大殿の例に依らしめ給ふべきの由 この点については『中右記』(天永三年十一月十六日条)の明記するところである。すなわち、宗忠を東三条に召した忠実は「公卿に任ずるの後、家の請印を未だ行はず。なかんづく、右大臣を辞し申さんと欲するの事、近きに在り。其の前に今日有るべき事なり。」と述べた。その際、康平元年の祖父師実と、応徳元年の父師通の場合とでは請印の場所その他に相違があり、そのいずれに依るべきか民部卿(源俊明)に問い合わせ、師実の例に拠るべしとの回答を得たのである。

(7) 俊明 寛徳元年(一〇四四)～承久二年(一一一四)。源隆国^{印力}の男。天永三年(一一一二)当時、正一位大納言・民部卿・太皇太后宮大夫。

(8) 宗忠 康平五年(一〇六二)～保延七年(一一四一)。藤原宗俊の男。正一位右大臣に至る。天永三年当時は正

二位權中納言。

(9) 治暦元年の御暦 治暦元年十月二十九日の師実の請印についての日記。「御暦」は、師実の日記を指そなが、現存しない。

(10) 定家 平行親の男。大膳亮より長久二年（一〇四一）六位藏人を兼ねる（『藏人補任』）。後、紀伊守（『國司補任』）、左衛門權佐（『衛門府補任』）等に任す。

(11) 知家事重頼 重頼は系譜未詳。知家事は下家司に属し、家務の処理に当たる。

(12) 案主頼重 頼重は系譜未詳。案主は文書・記録などの作成・保管に当たる役務。

(13) 此外足外厚五分二寸五分 意味が分からぬ。書三には「外厚」が「外弘厚」とある。

(14) 指牙下言之 意味が分からぬ。「指牙下」を京二、書三は「指牙ト」、内一は「指才下」とする。

(二十七日の続き)

上表の儀（今日、公家の御衰^①日なり。例を勘ふるに、宇治殿攝政初度の表、公家の御衰日に献^②ぜらるるなり）、已の刻許りに、家司日向守有成朝臣をして（束帶、親隆朝臣の遅参に依りて有成を用ゐるなり）、日時の勘文を覽しむ（笏を取り副ふ。雅楽頭泰親へ束帶）侍所に於いて之を勘ふ。陰陽頭憲^③宗朝臣は近日子の喪有りて出仕せず。是より先に、請印の日時を覧了んぬ。未だ請印の事を行はず）。余見了りて返し給

ふ。此の間、家司文章博士茂明朝臣（束帶、青朽葉の下襲）表草を持ち参る。吉時は午申なり。既に午の刻に及ぶ。須らく上表すべし。而るに、印を鑄出すること遅る。上表の後、未だ返し給はざるの間請印は頗る思慮有るべし。故に、請印の後、申の刻に上表すべきなり。此の間、密々に表を清書せしむ。卿相難を加ふれば書き改むべし。若し、難無くは将に早や上るべきなり。申の刻に請印了りて、対の南廂に出居す（直衣・冠・青鈍の奴袴、其の座尋常の如し。脇息を撒せず。硯筥に檀紙を納む。其の長、表の清書紙に等し）。是より先に、民部卿（宗輔）・右衛門督（公能）・藤中納言（季成）・右大將（兼長）・右大弁（朝隆）座に在り（卿相皆冠直衣）。親隆朝臣（束帶）文章博士朝臣表草を持ち参るの由を申す。余、召すべきの由を仰す。茂明朝臣参上して（表草に笏を取り副ふ）、之を献ず（表草は檀紙を用ゐる。礼紙無し）。余、見了りて返し給ひ、茂明をして読ましむ（座前、長押の上に於いて之を読む）。此の間、右衛門督・右大弁（文章生）を座の辺に招き寄せて、表を見しむ。余、問ひて曰はく、左大臣・内覽・隨身の三事を辞するの表なり。而るに、將に鳳闕の月に趁かんとするの句あるは如何、と。茂明答へて曰はく、諸職辭退の表に、皆此の如きの句有り。前跡を勘へ作る所なり、と。朝隆朝臣も先例に此の句有るの由を申す。余、復び問ひて曰はく、如北山抄者大臣後未献辭大臣之表。而るに賢才に授くべきの句無きは如何、と。茂明答へて曰はく、先例に必ずしも此の句を作らず、と。即ち、余、表を取る。茂明

退きて後、親隆朝臣を召して表を給ひ、清書の人に給ふべきの由を仰す（宮内権少輔伊行清書す。衣冠なり。伊行は定信法師の子なり。今度初めて勤む）。親隆退去し、須臾にして、清書の表を持ち参る（檀紙三枚を続ぎて之を書く。札紙無し。表中に名三所、伊行之を書く。奥一枚は空なり。仍りて余、之を放つ）。

【校異】

(イ) 献ぜらるるなり 底本「被献之」。多数の写本及び『宇槐記抄』に「被献也」とあるに従い改める。

(ロ) 賢才に授くべきの句無きは如何 底本「如而無所援賢才之句如何」。写本間で小異あるが、とりあえずは傍線部「而無可授」（京一、京二、書三、書五）とあるに従つて読む。四十五頁の【注】(9) を参照されたい。

【注】

(1) 衰日 陰陽道において、諸事をなすのに悪いとされる日。毎年固定している生年衰日と、毎年に変わる行年衰日があり、平安時代以降専ら行われたのは行年衰日だつたとされている。久寿二年における近衛帝の行年衰日は卯・酉日だが、四月二十七日は「癸卯」なので「公家衰日」に当たる。土田直鎮「衰日管見」（高橋隆三先生喜寿記念論集『古記録の研究』続群書類從完成会 昭45）参照。

(2) 宇治殿摂政初度の表 宇治殿は藤原道長の男の頼通

で、頼長には五代の祖。正暦三年（九九二）～延久六年（一〇七四）。頼通の摂政初度上表がいつであるか定かでない。『史料綜覽』によると、摂政時代「長和六年三月十六日～寛仁三年十一月二十一日」に頼通は、六度上

表している。すなわち、長和六年（一〇一七）三月二十二日、寛仁元年（＝長和六年）十二月二十七日（第一表）、

同三年十月二十一日（第二表）、同年四月十日（第三表）、十二月二十二日（第二表）の六度だが、正確には長和六年三月二十二日は左大臣表であり、寛仁二年二月二十四日、同年四月十日、同三年十月二十一日、同年十二月二十二日が摂政上表である。とすれば、『台記』に言う「宇治殿摂政初度の表」

は寛仁二年二月二十四日の表を指すものだろうか。ただし、当時は公家の衰日ではない。時の天皇は後一条だが、寛仁元年における後一條の行年衰日は子・午日、翌二年は戌・子日となる。とすれば、寛仁二年二月二十四日を含めいづれの上表日も衰日に当たらない（長和六年三月二十二日は三条上皇の衰日に当たる）。つまりところ、『台記』に記す「宇治殿摂政初度の表」が何時を指すか明らかにはできなかつた。参考までに述べれば、天仁元年（一〇八）八月十三日（庚寅）の忠実摂政初度上表は、「上皇御衰日」（この年の白河院の行年衰日は寅・申日）に

行われており、かつ、これは「寛治元年例」を襲つたものという（『中右記』）。『寛治元年例』とは、該年六月二十四日（甲辰）の師実（忠実の祖父）の摂政初度上表を指すと判断され（この年の白河の行年衰日は辰・戌日）、『大日本史料』所引『為房卿記』にも、「摂政殿御上表あり（初度。但し休日の上表なるも、先例已に多し。近き例は寛仁二年三月十二日^(マ)の第二度御上表なり）」と見える（『吾妻鏡』へ寛喜四年正月十二日条）は、この日を「道虚日」と記す）。『為房卿記』が「近き例」として求めた「寛仁二年三月十二日」には上表の事実はなく、或いは同年二月二十四日の頼通摂政第二度上表の誤認もしくは誤写の可能性が疑われるが、この仮説が許されるなら、「衰日」「休日」「道虚日」の混乱はあるものの、『台記』の示した悪日上表の先例は寛仁二年二月二十四日を指すかもしれない。なお、衰日上表の是非については、『小右記』（万寿元年十一月二十一日）に関連記事が見出される。すなわち、藤原公任が朔日上表の意向を示した折、実資は、朔日の上表は「便無かるべき由」を伝えた。対して公任は「朔日並びに御衰日、必ずしも忌避すべからざるか」と応じた。もつとも、結果的には実資の意向を容れたのか、上表日を十日に変更している。

（3）憲栄 賀茂家栄の男。長承二年（一一三三）三月十九日任權曆博士（『中右記』、「憲楚」とあるのは「憲栄」の誤りか）、陰陽權助（『兵範記』他）を経て、当時、陰

陽頭兼權曆博士讚岐權守（『台記』）、久寿二年（一一五五）十二月二十五日任主計頭（『兵範記』等）。『国司補任』によれば、能登介を経て康治元年（一一四一）十一月九日任近江大掾、同十一月十四日叙正五位下、同二年正月二十七日任加賀介、久安三年（一一四七）正月二十日任阿波介、同二月一日遷備前權守。

（4）皆此の如きの句有り 上表文中に「將に鳳闕の月に趁かんとす」との句があるのは矛盾ではないかといふのが頼長の質疑である。対して、表文作者の茂明は「諸職辭退の表には皆此の如きの句」があり、「前跡」を勘えた結果でると答え、朝隆もこれに同じた。茂明が何を根拠として上記の回答をしたか明確ではない。推測するに例えば「臣縊ひ崇班を遁れ、以て野雲に棲むとも、命存せば則ち聖化を仰ぐべし。」（『本朝文粹』卷第四 同（為入道前太政大臣 辞職竝封戸准三宮）第三表 江匡衡）、「聖日心を傾けて、猶足を衛るの舊為らん」（同卷第五 為清慎公 辞右大臣 第一表 後江相公）、「時々龍顔を拝さんと欲するは、臣の願なり。臣の忠なり」（『本朝続文粹』卷第四 辞摂政 表複辭 敦光朝臣）といった句がその「前跡」となるのだろうか。

（5）如北山抄者大臣後末獻辭大臣之表 読めない。原文のままとする。『北山抄』（卷第四）に「高明大臣の初任の表は成忠之を作る。其の状に冠を掛け山林に入るべきの句あるは、例に乖くなり。只、崇班を停め、賢才に授く

べきの趣を作す。」とあることに関わるか。

(6) 伊行 清書人の人選についても佳例が求められた(『殿暦』康和四年九月十七日条、天仁元年八月十三日条等)。伊行の父定信はしばしば忠実・忠通の上表文の清書に携わった人物である。

(二十七日の続き)

次いで、皇后宮少進雅亮・散位憲忠(已上職事、束帶)、表の案(高三尺、弘^①一尺一二寸許り、長^②二尺一二寸許り、榻足、件の足の上三四寸許り、四方横に木を亘す。其の上に乱文有り。皆、檜木を以て之を造る。胡粉を塗りて金銅の金物を打ち、白生絹を以て案の面に押す。政所之を造る)を昇きて、中門の廊南端の妻戸を入り、北に行きて、対の南弘廂東第一

間(妻戸の前、東西の妻)に立つ。次いで、家司知経(五位、束帶)覆(白生絹单、長一丈三幅)並びに帶(白生絹、長一丈、弘六寸、之を折りて、弘三寸とし、其の口を縫ふ)を持ち、同じ路を経て参上し、案の上に置く。此の間、余、表の函を持ち來るべきの由を右大将に示す。右大将、座を起ちて、函(朴の木を以て之を造る。長一尺一寸三分、弘三寸、高三寸二分、下に牙象有り。白生織物(葵文)を以て縫ひ立てたり。冬時は練織物を用ゐるべきか。函は花足の上に在り)を取りて持ち來たり、余の座前に置きて本の座に復す。是より先に、余、表を見了りて硯筥を開き、墨を磨り筆を染め、朝臣の下に上表の上と名二字を書く。訖りて巻くの間、裏紙

【校異】

(イ) 弘 底本「短」。京一、京二、書三、書五に「弘」とあるに従い改める。

(ロ) 本 底本「事」。底本と同形の他「等」「木下」などとする写本もあるが、とりあえずは京一以下数本に「本」とあるに従い改める。

【注】

(1) 雅亮 源雅職の男。大治二年(一一二七)五月十八日任六位藏人(『藏人補任』)、永治二年(一一四二)正月二十三日任大舍人助(『本朝世紀』)、右(左)近将監(『台

記』・鳥羽院判官代『台記』等を経て、仁平三年（一五三）八月二十八日叙爵並びに任皇后宮少進（『台記』他）。頼長の嫡室幸子の乳母肥前の養子（『台記』）で、同年八月二十九日に頼長の職事及び幸子の家司に補された（『台記』）。後、仁安三年（一一六八）八月二十七日斎宮淳子の家司となり（『兵範記』）、同四年正月六日叙従五位上（『兵範記』）、同二月五日任伊賀守（『兵範記』）、後に高倉院侍中（『吉記』）。童殿上の総角奉仕の方法を知る人物として尊重された（『玉葉』承安五年三月六日条）。『満佐須計装束抄』の著作者とされる。

(2) 託りて巻くの間『満佐須計装束抄』に「大臣じたいのふみいる、はこをつつむやう」として、この事例を引く。

(3) 表端枚 読めない。原文のままでする。

(4) 盛業 源盛定の男か（『尊卑分脈』）。師長の職事（『兵範記』）。長承四年（一一三五）三月十四日任中宮權少進（『中右記』）、六位蔵人より康治元年（一一四二）十一月二十六日に右衛門少尉、檢非違使を兼任、同二年正月六日叙爵により蔵人を去り、二十七日任甲斐權守（以上『蔵人補任』）、久安四年（一一四八）二月一日任左（『本朝世紀』）は「右」馬助（『国司補任』）、仁平四年（一一五四）正月五日叙従五位上（『兵範記』）。

(5) 広季 中原広忠の男。大治二年（一一二七）正月任周防大掾（『国司補任』）、久安四年（一一四八）四月六日

任内蔵助（『本朝世紀』）、外記（『中右記』）、久寿元年（一一五四）十二月二十八日任直講（『兵範記』）、保元四年（一一五九）正月二十九日任助教（『保元四年大間書』）、応保二年（一一六二）正月二十七日任越後權介（『山槐記』除目部類）、その後、明經博士・掃部頭・大博士（『玉葉』）。位階については、保延三年（一一三七）正月五日叙爵（『中右記』）、仁平三年（一一五三）正月五日叙従五位上（『兵範記』）、永元元年（一一六五）七月二十五日叙正五位下（『山槐記』）、寿永三年（一一八四）四月二日叙従四位下（『吉記』）。後に藤原基房の家司となる（『兵範記』）。

(二十七日の続き)

知家事盛信（前官掌）・同重兼（官掌）・案主宗職（官掌）・同國成（官史生、已上束帶）、案を昇き中門を出でて東に行き、四足門を出づ（案を昇くの家司・職事相従ふ）。仕丁四人（退紅、烏帽）門外に於いて案を昇き、中務省に向かふ。其の路、町より北に行き、二条に至りて西に行き、西洞院に至りて北に行き、郁芳門大路に至りて西に行き、同門より入る。路の間、案を昇く。家司・職事は車に乗りて案の後に在り（其の次第、知経・雅亮・憲忠同車）。廣季、位次は廣季・雅亮・憲忠・知経なり。而るに、知経表の函を称し、車、前に在り。廣季は凡種を称し後に在り、と云々。礼に於いて疑ひ有り。但し、人情に近し）。案を昇く下家司四人騎馬にて、

家司・職事の車の後に在り。表の函（花足を加ふ）を知経の車に入れ、覆并びに帶を撒す（仕丁四人の中、一人片手にて案を昇き、片手にて件の覆と帶を持つ）。省に至りて、本の如く表の函を案の上に置き、覆と帶を加ふ。下家司四人之を昇き、正序の壇上に立つ（正序顛倒す。仍りて幄を立つ。是は例なり）。次いで、家司・職事案を昇き、省官（少輔教良・藤原義章・録中原在兼、史生源行貞、予め握の下に候す。先例は、録二人、而るに有兼を除くの外、録皆城外、と云々。

仍りて、史生を以て代と為す。寛治三年は丞・録参らず。下部等案を昇く。彼の例に准ぜしむるなり）に付く。表の案を昇き出だすの後、茂明朝臣を対の南広廂に召し禄を給ふ（白樹一領、職事散位清職之を取る。抑、康和四年の例、清書人禄に預からず）。茂明、南の階より降りて（沓を着せず）、北向きに再挙し、中門より退出す。次いで諸卿退出す。余、内寝に帰りて解脱す。次いで、対の南広廂五ヶ間に弘筵を敷き満ち、廂五ヶ間の簾を垂れ、階の間に地敷二枚を敷き（高麗縁二列、東西の妻に並べ、引き重ねて之を敷く）、其の上に倚子を立つるの後、五尺の屏風一帖を立つ。夜に入りて、倚子の前左右に灯を挙ぐ（灯台・打敷）。申の斜に、家司・職事帰參す。此の中、知経、対の東簣子に進みて、省に付け了る由を申す（余、対の東孫廂の南第五間に在り）。伝へ聞くに、省官内裏に持參し、内侍所に付く（丞・録案を昇き、輔之に副ぶ。但し、途中下部案を昇く）。闔司千子（千代と号す。未だ、尽く其の髪を理へず）表の函を取りて（花足を加

ふ。案に至りては省官に返し給ふ）、掌侍房子（少将と号す）之を取る。奏覽了りて頭左中弁光頼朝臣に給ふ。光頼朝臣、法皇の御在所（白川、花足は内裏に留む）に持ち参る。御覽了りて内裏に持ち帰る（須らく院より関白亭に持ち参るべし。而るに、九条に坐せらるに依りて持ち参らず、と云々）。

少内記¹⁶大江成周を召し、表を写さしむ（光頼之を給ふ。大内記遠明熊野に詣づるに依りて少内記を用ゐる）。内記、写し了り本の表を返上す。光頼、裏紙・懸紙を撒し、檀紙一枚を以て（裏紙・懸紙の間に用ゐる）、表の上を巻きて本の函に納め、檀紙一枚を以て函の上を裹み（縦に之を裹む。其の檀紙二枚、端を引き重ねて之を裹む（左右各一枚）。上下を押し合はせ、余りを中に結はず。花足を加へず）、殿上の台盤の上に置く。中使、左少将俊通朝臣（予め頭弁之を催す）之を取りて退下し、隨身（後に在り）に持たしめて東三条に向かふ（途中、表の函を車に入る。已上口伝の説之を記す）。

【校異】

（イ）南 底本「面」。諸本に「南」とあるに従い改める。

（ロ）倚子 底本「椅子」。諸本に「倚子」とあるに従い改める。以下についても同様。

（ハ）裏 底本「裏」。諸本に「裏」とあるに従い改める。

（ニ）間 底本「問」。諸本に「間」とあるに従い改める。

（ホ）口伝の説之を記す 底本「口伝説記之」。京一は「口

に「以カ」と傍書する。

【注】

(1) 重兼 系譜未詳。頼長の下家司。久安四年(一一四八)

二月二十七日官掌に補し(『台記』、また『台記別記』同年八月十四日条には「右官掌從七位上紀朝臣重兼」と見える)、同年八月十四日に頼長の養女多子の案主となる(『台記別記』)。仁安三年(一一六八)正月十一日任筑

前介(『兵範記』他)。

(2) 宗職 系譜未詳。「官掌二人(略)(右紀宗職)」(『台記別記』仁平三年十一月二十六日条)、「四官掌宗職」(『石清水文書』田中家四一六)、「官掌二人(一宗職、二為宗)」(『兵範記』仁安三年四月十三日条)などと見える。

(3) 国成 系譜未詳。『台記別記』(久寿二年四月二十日条)に「案主左弁官史生中原国成」と見える。

(4) 知経表の函を称し、車、前に在り。広季は凡種を称し

後に在り、と云々 底本「知経称表函在車前広季称凡種在後云々」。とりあえず上記のように読んだが、意味がよく分からぬ。位次の低い知経が、表の函を自らの車に入れる権限をもつて、先行を主張したということか。

(5) 正序顛倒す。仍りて幄を立つ。是は例なり 『中右記』

嘉承元年(一一〇六)七月二十九日条に「件の省(中務省)稿者注)正序顛□(○倒カ)し了んぬ。仍りて急ぎ装束司に仰せて幄を儲く、と云々」と見える。

(6) 教良 藤原忠教の男で、崇徳院の近習教長の弟。本名

有教。兄弟三人同時に結婚し、世上の話題となつた(『台記』久安三年七月二十日条)。日向守(『國司補任』)、中

務權少輔(『兵範記』等)に任じる。久安七年(一一五二)正月六日叙正五位下(『台記』)。公務懈怠の咎で頼長により一時中務權少輔を停任されている(『台記』康治三年正月七日条等)。

(7) 藤原義章 系譜未詳。

(8) 中原在兼 系譜未詳。京一、京二、書三、六、大は「有兼」。また底本自体も後部では「有兼」とする。『玉葉』(安元元年十二月八日条)に「勘解由判官正六位上中原朝臣在兼」と見える人物か。

(9) 源行貞 系譜未詳。京一、京二、書三、書五は「行真」。

『中右記』(保延三年正月五日条)に「叙位儀(略)從五位下(略)源行貞(主殿亮)」とある人物か。保元元年(一一五六)任右兵衛少尉(『除目大成抄』)。

(10) 寛治三年は丞・録参らず 寛治三年(一一八九)四月の師実太政大臣上表の時を指す。この件に関しては『後二条師通記』『中右記』に記述があるが、簡略なため、丞・録出仕の実否については確認できない。

(11) 清職 源雅職の男で雅亮の兄。大治四年(一一二九)

九月二十一日六位蔵人より叙爵(『蔵人補任』)、また大膳大夫にも任じた(『重憲記』)。

(12) 康和四年の例、清書入祿に預からず 康和四年(一一〇二)十月七日の、忠実右大臣上表の儀中に「清書定実、

禄を賜はず。」(『殿暦』)とあることを指す。ただ、表文の清書人に禄を与えるか否かについて定まつた慣いはないようだ。清書人が公達であつた場合には与えないとか、与える場合には内々にとか、家司の場合には必ずしも与えないとか、更に第二表については与えない、など種々の見解が見出されるが(『中右記』天仁元年八月十三日条、同十月九日条、天永三年十一月十八日条等)、一貫した立場はない。大治四年(一一二九)四月十日、太政大臣第三度上表に際して、忠通は清書人の定信に禄を受けた。此の事について、宗忠は、忠実第二度、第三度の上表の時には、作者にも清書人にも禄を与えたなかつたのに、前回(第二表)と今回清書人に禄を与えたのは如何なる理由によるかと質した。これに対し、忠通は、頼通の上表の時には清書人に常に禄を与えたことに倣つたのだと答えていた(『中右記』)。

(13) 千子 系譜未詳。

(14) 房子 系譜未詳。『兵範記』(久寿二年八月一日条)に「掌侍二人(土左、少将、)」と見える。また「女官除目(略)(掌侍正六位上源朝臣房子)」(『本朝世紀』仁平元年九月十八日条)、「叙位(略)從五位下源房子、(掌侍)」(『兵範記』仁安三年正月八日条)、「今夜、女叙位を行はる、と云々。(略)從五位上(略)源朝臣房子(典侍)」(『山槐記』除目部類。治承四年五月八日条)とも見える。

(15) 関白 関白は頼長の兄忠通。『新大系人物』参照。仁

平二年(一一五二)三月以降、忠通は北政所の宗子と共に、九条殿を居所としていたが(『兵範記』他)、この頃は、勘解由小路烏丸の邸にあることの方が多い(『兵範記』久寿二年正月一日条他)。

(16) 大江成周 系譜未詳。久安三年(一一四七)二月一日任少内記(『本朝世紀』)、仁平二年(一一五二)十二月三十日、盛周と改名(『兵範記』)、保元一年(一一五七)正月二十八日任民部丞(『兵範記』)、同十月二十九日叙

爵して民部大夫となる(『兵範記』)。

(17) 中使 勅使。

(二十七日の続き)

亥の刻許りに、俊通朝臣東の四足を入り(隨身、表の函を持ちて後に在り)、東の中門に立つ。家司有成朝臣(束帶、親隆朝臣、明日得長寿院の觀音講を行ふの事に依りて早退するなり)出逢ひ、帰りて臥内に入り来たり、中使参り入る由を申す。即ち、余、束帶(蒔絵劍)にて中門の廊の南妻より降る(沓を着せず。此の間、隨身褐の冠(胡籠)松を取り前に発つ)。此の間、中使笏を指し表の函を取る(今案するに、表の函を取るの後、家司に謁すべきか。主人降り付きて初めて之を取るは理然べからず。但し、古記に詳らかならず)。余、中使の前に跪き笏を指す。中使、亦跪き函を授く(笏を抜く)。余、之を受け微音に称唯す(中使口勅を伝ふるの時、主人称唯する例なり。而るに、中使口勅を伝へざるも、猶礼

を守り称唯す。勅答を給ふの時、中使口勅せざれば、主人称唯せず）。本の所より帰り昇りて、対の東の孫廂南向きの妻戸の簾中に入り、表の函を人に授く（笏を抜く）。此の間、隨身近衛一人（褐の冠、壺胡籠）松明を取り、南庭（池の辺）に立つ。余、有成朝臣をして中使を召す。中使、中門の廊の南端の妻戸より入り、中門の廊より北に行き、対の広廂に至りて西に折れ、倚子（南面）に着す。次いで、余、中門の廊の南妻より降り（隨身松を取りて前に発つ。隆長朝臣（束帶）沓を奉ず。右大将（束帶）裾を刷ひて明を立つ。隨身二人猶池岸に在り。此の間、中使、対の弘廂西面の階を降り、跪きて同階の北腋に候す。西宮^{〔1〕}に云はく、最後の拜未だ了らざる間、中使趁き下る、と。北山に云はく、拜舞未だ了らずして、中使殿を下る、と云々。而るに、拜の期に及ばずして殿を下る。礼に非ずと雖も近例なり、と云々）、南庭に進み（対の南階に当たりて、紅欄の橋の南に立つ）、北向きに拜舞し了んぬ（拜舞の間、隨身前に發たず）。右廻して退き、本の所より入りて帰り昇り、対の東の孫廂南向きの妻戸の簾中に入る。中使、本の階を昇り南簾子并びに中門の廊を経て、侍所の障子の上に居す。次いで、五位大夫（束帶）倚子・土敷・屏風・灯台を撒し、座を弘廂に敷く（階の西間に高麗端の帖一枚を敷き、南北の妻）、其の上に土敷一枚・高麗端を敷き、其の上に東京錦茵を敷き、勅使の座と為す。階の東の間に高麗端の帖一枚を敷き（南北の妻）、主人の座と為す。両座の間、北頭に灯を供す（灯台・打敷）。次いで、有成朝臣に仰

せて中使を召す。中使、中門の廊及び対の南簾子を経て、座の後に候す。余、出でて座に着し（西面）、着座すべきの由を中使に示す。中使、懃に帖の端に居す。次いで、右大将禄を取り（白大樹一重、清職之を献ず）、余の座の後に就きて、之を献ず。余、笏を指し禄を取り、座を起ちて（揖無し）中使の座前に跪き、之を授け、笏を抜き座に復す（揖有り）。中使、禄を取り（纏頭に預かり、撥出纓歟。今日然らず。但し、諸記に所見無し）、南の簾子を経て南の階を降る（沓を着せず。此の間、余退きて、対の東の孫廂の南向きの妻戸の簾中に入る）。紅欄の橋を渡り、同橋の南頭に於いて北向きに再拜し（今案するに、橋の北頭に於いて拜し了るは、橋を渡り退出するに便り有り）、東中門より退出す。次いで、五位大夫、中使と主人の座並びに灯台・弘筵を撒し（弘筵は竊に侍男共之を撒す）、南廂の簾を巻く（西面一間、南面四間）。次いで、余（束帶）南廂の座に出居す（座の後の障戸を用ゐる。其の座常の如し。但し、脇息・硯管を撒す。吉書を申すべきに依りてなり）。次いで、右大将座に着す（先例は、表を返し給ふの間、親昵の卿相束帶にて来会す。而るに今度用無きに依りて之を招かず）。次いで、有成朝臣、右中弁朝臣の候する由を申す。次いで、雅教朝臣、伊与国年料米の解文を申す。次いで、有成朝臣、頭弁朝臣候する由を申す。次いで、光頼朝臣、内藏寮臨時公用文を申す。次いで、有成朝臣加賀国封解文を申す。次いで参内す（束帶）。宿所に於いて吉書有り（官方無し。去ぬる康和四年の例なり）。有成朝臣、

頭弁朝臣候する由を申し了んぬ。光頼朝臣、内藏寮臨時公用文を申す。次いで陣に着す。所充申文、位禄定め等の事有り。右大弁朝隆朝臣（参議）・右中弁雅教朝臣之に候す。関白九条に坐せらるに仍りて内覽無し。深更に、土御門に帰りて、宿申の事有り（夏に依りて隨身無くして夜行す）。花足は頭弁密々に之を送る。是は先例なり。内大臣に任ずるの人、三讓の表無し。然るに、初度の表は猶中務に付けて之を献ずるなり（大二条關白、長暦二年二月七日中務に付けて之を献ずること彼の記に見ゆ）。後日、茂明を召し、帶するところ皆辞表に有加詣闈両之證を問ふ。勘へ申すことを得ず。一両勘へ申すと雖も猶慥ならず。一昨日難を蒙るの時、作り改めず、先例有るの由を申す。今、既に其の證無し。甚だ以て奇恠なり。數度勘發を加へんぬ。又、大臣の初度の表に賢才を援くの句無きことの證を問ふ。申して曰はく、御堂並びに入道殿の初度の表に此の趣無きなり、と。披見の処既に申す所の如し。又、問ひて云はく、内覽は世俗の称なり。茲に因りて、御堂度々内覽を辞せらるるの表を作るも、其の意内覽を称さず。此の表直ちに内覽を称す。甚だ以て凡俗なり。若し證據有るか、と。茂明陳ずる所無し。此の表既に二失有り。仍りて後の表に至りては長光朝臣をして之を作らしめんとす。伊行、司の字を落とし傍らに入る。其の由を問ふの処、陳じて曰はく、一字二字は之を入れる。三字以上に至りては之を入れず。是、父祖所伝の故実なり、と。詰び申す。御上表の日時。

今月廿七日癸卯、時は午申。

久寿二年四月廿七日 権陰陽博士安倍泰親。

【校異】

(イ) 蒔絵劍 底本「蒔劍」。京一、京二、書三、書五、書六(補入)に「蒔絵劍」とあるに従い改める。

(ロ) 謁 京一、書三、書五には「謂」とある。
(ハ) 降り付きて 底本「隨付」。京一、京二、書三、書五に「降付」とあるに従い改める。

(ニ) 亦跪き 底本「亦」。京一に「亦跪」とあるに従い改める。

(ホ) 間 底本「門」。諸本に「間」とあるに従い改める。
(ヘ) 南の階を降る 底本「隨南階」。いくつかの写本に「降南階」とあるに従い改める。

(ト) 内藏寮臨時公用文 底本「内藏寮申臨時公用文」。京一に「内藏寮臨時公用文」とあるに従い改める。

(チ) 密々に 底本「寥々」。京一、京二、書三、書五に「密々」とあるに従い改める。

(リ) 数度 底本「敷座」。『宇槐記抄』に「数度」とあるに従い改める。

(ヌ) 賢才を援く 底本「援賢才」。数写本並びに『宇槐記抄』には「授賢才」とある。

(ル) 安倍 底本「安陪」。諸本に「安倍」とあるに従い改める。

【注】

(1) 西宮に云はく 『西宮記』(卷第十三 太政大臣撰政表)に「主人庭中に出でて舞蹈す。未だ畢らざるに、中使趨き下り、跪きて階の掖に候ず(共に昇るべきか)」、『北山抄』(卷第九 返諸臣表事)に「主人の拝舞未だ畢らざるに下に趨き下りて地に跪く」とあって、『台記』の引用と符合する。

(2) 摶出纓 読めない。原文のままでする。京一、京二、書三、書五には「搔出纓」とある。

(3) 雅教 本名政範。天永三年(一一一二)～承安三年(一一七三)。藤原家雅の男。正三位中納言に至る。久寿元年(一一五四)十一月二十八日任右中弁(『弁官補任』)。

(4) 内藏寮臨時公用文 底本「内藏寮申臨時公用文」。私意により上記の如く改める。

(5) 官方無し。去ぬる康和四年の例なり 康和四年七月から十月にかけての忠実の右大臣上表においては、三度とも、官方・藏人方・家方三方の吉書の儀が行われている(『殿曆』)。従つて、官方の吉書がなかつたというのは頼長の誤認と思われる。なお、底本には「無官方去康和四年例也」とあるが、京一、京二、書三、書五には「無官方吉書康和四年例也」とある。

(6) 是は先例なり 先例を見出すことが出来なかつた。

(7) 大二条闇白 藤原教通。長徳二年(九九六)～承保二年(一〇七五)。道長の男で、頼通の同母弟。その日記

『二東記』は現在は散佚。大島幸雄「藤原教通と二東記」

(「史聚」11号)参照。直接の祖ではないが、頼長が、『二東記』を重視し部類記を作らせて利用したことはよく知られている。ここに記される教通の上表については、「後二条師通記」(寛治四年四月五日条裏書)に「二条殿上表の事、長曆二年一月七日、甲戌、天晴る。申の剋に上表す。(略)家司等相副へて中務省に送る。」と、『台記』

の記述を裏付ける記事が見える。ただ、相当記述には「二度」との傍書があり、これに従えば、頼長が「初度の表」と記すことと齟齬することになる。『北山抄』(第四、上表)には「任大臣初度の表。家司五位四位の人を以て中務省に進らす。」と見える。

(8) 有加詣闕両之證 意味が分からぬ。「加詣闕両」を「如詣闕両」、「加詣闕両」(書二)、「如詣闕句」(『宇槐記抄』)とするものもある。

(9) 賢才を援くの句無きことの證 『本朝文粹』『本朝統文粹』には、道長上表文が八篇(中の二作は同一)、忠実上表文が九篇登載されているが、大臣初度の表は『本朝統文粹』所載の天永三年(一一一二)十一月十八日の忠実の右大臣上表のみと思われる。「賢才を援く」の句が如何なる文脈の中で用いられるものか明確でないが、

【校異】に掲げた如く、いく種かの写本及び『宇槐記抄』には当該部「授賢才」とあり、これを是とするなら、「鴻名を愚質に停め、鵠官を賢材に授けたまへ」(『本朝文粹』)

卷第五「同（為清慎公辭右大臣）第二表 後江相公」、「早く臣が匪徳の任を退け、更に世の推すところの賢に受けたまへ」（同「為一条左大臣辭右大臣」第三表）菅三公、「此の二職（左大臣・皇太子傅）稿者注）を停めて、彼の群賢に受けたまへ」（本朝統文粹）卷第五「同公（藤原教通）辭左大臣皇太子傅表 明衡朝臣」、「四門を開きて以て招賢の路を広くし」（同「知足院禪定前太相國（忠実）辭右大臣」第三表 敦基朝臣）の句に見るよう、自分の辞職により後進の賢才に官途の路を開くと言う意味合いの文言の有無を問題にするものだろうか。ただ、そう考えた場合、上記の天永三年の忠実の上表文中には「然れば、則ち君、賢を進むるの路を開き、其の材を鄧林に掻びたまへ」との「賢才に授ける」趣旨の句が存在しており、該条の論旨に沿わないように思うが如何か。

(10) 御堂度々内覽を辞せらるるの表を作るも、其の意内覽を称さず この度、茂明が頼長の為に作成した上表文には「内覽」の語が使用されているが、これは「凡俗」であり、道長の上表文にはそうした直截な表現は認められないと批判である。上記の頼長の主張を支える根拠として「臣の帶ぶるところの官、及び内外の章奏、臣が宣行に触るるの事は、忽ちに停止に従ひたまへ」（本朝文粹）卷第四「為入道太政大臣謝官文書内覽表」、同卷第五「為入道太政大臣辭左大臣竝章奏隨身等表」との

句が示し得るか。

(11) 長光 藤原敦光の男で有光の弟。「尊卑分脈」には「永光」とも。康和三年（一一〇二）出生（『玉葉』承安五年六月十九日条）。秀才、大学助（『時信公記』）、大内記（『台記』）、内藏権頭（『吉記』他）等を経て文章博士（『宇槐記抄』他）。また、仁平二年（一一五二）正月二十八日任文章博士（『山槐記』除目部類）。以後、越後権守（仁平三年正月二十二日任。『山槐記』除目部類。権介が是か）、越中権介（保元四年正月二十九日任。『国司補任』）、陸奥守（『山槐記』他）等を歴任。位階については、久安五年（一一四九）十月二十二日叙正五位下（『兵範記』）、仁平二年（一一五二）正月五日叙從四位下（『兵範記』）、保元三年（一一五八）正月六日叙從四位上（『兵範記』）を経て正四位下が極位（『尊卑分脈』）。安元元年（一一七五）十月三日遁世（『玉葉』）。父の敦光は「鳴才に非ずと雖も雑筆當世に冠絶す。」（『台記』天養元年四月二十日条）と評されたが、長光もまた若き日の九条兼実にその博識を尊ばれ、しばしば兼実邸に赴いて故実・古事を語った。「漢家本朝の故事を咄すに明鏡の如し。仰ぐべし。尊ぶべし。師元已に没す。我が朝の旧事を知る者は只長光一人のみ。此の師若し没せば、誰に古昔の風を問はん」（承安五年六月十九日条）と長光を評価した兼実は、彼が登用されないことを「君、臣を知らざるの然らしむる所なり」（承安五年正月八日条）と義憤を漏

らした。

(二十七日の続き)

臣頼長言さく、權衡に誠を懸くるに、欺きて輕重の量を以てすべからず。繩墨克く正すに、曲直の規を以て誣ふべからず。⁽¹⁾
 臣⁽²⁾辭讓のこと無し。誰か奸詐と称さん。臣頼長、誠惶誠恐、頓首、死罪死罪。伏して惟れば、臣、保延の暦に内大臣に任じ、⁽³⁾久安の年に左丞相に転ず。前後の勞を謂ふに二十載に覃ぶ。況や鸞台内外の文書を掌り、羽林左右の武備を賜り、旁、列祖の蹤を訪ふ。謬りて希代の例を継ぎ、殊恩を戴す。而るに任重く千鈞の石を冠するが如し。峻秩を増して危きこと多く、三峡の波に棹さすに似たり。晋退、歩を失ひ、周章して魂を消す。就中、今茲に厄会を慎むべし。是れ臣の恐るる所なり。近曾、麥異荐に呈す。亦誰の咎か。若し朝獎を謝せず、強ちに猶天寵を貪り、空しく盈満の誠めを忘れて、徒に衆庶の訕を招くか。我君、縱ひ臣愚を優し、偏私を垂るとも、街衢の唇を反すを若奈せん。微臣、縱ひ君惠に依りて、榮貴を恣にするも、道路の目を以てすを若奈せん。世の為何の益かあらん。己を責めて独り憂ふ。伏して皇鑒曲照を乞ふ。相位を台司に避け、兵仗を本府に返し、又、前勅を改め内覽を罷めしめんことを求め祈る。安閑として性を養ひ、衡門の風を追ふと雖も、愚謹みて誠を竭し、將に鳳闕の月に趨かんとす。⁽⁴⁾
 譬面忧迫の思ひに堪へず。謹しみて上表以聞す。臣頼長、誠惶誠恐、頓首々々、死罪死罪。謹みて言す

【校異】

(イ) 辞讓 数写本と『宇槐記抄』並びに『兵範記』所引文中に「飭讓」とある。

(ロ) 世の為何の益があらん 底本「益」。諸本「為何益」。
 『宇槐記抄』『兵範記』に「為世何益」とあるに従い改める。

(ハ) 求め祈る 底本「求祈」。「來祈」とする写本もある。
 『宇槐記抄』並びに『兵範記』には「丹祈」とある。

【注】

(1) 臣辭讓のこと無し 「辭讓」は、へりくだつて断ること。頼長には左大臣を辞する意志がなく辭意は奸詐だと誰が称しよう、といった意味になるのか。【校異】に示す如く、いくつかの写本や『宇槐記抄』『兵範記』には「辭讓」が「飭讓」とあり、これに即くなら、自分の辭意はうわべのみの謙りではなく、真意である。誰がそれを奸詐だと称しようか、といった意味になろうか。「飭讓」は上表文に散見する語である。

(2) 保延の暦に内大臣に任じ 保延二年(一一三六)十二月九日任。

(3) 久安の年に左丞相に転ず 久安五年(一一四九)七月二十八日任。

久寿二年四月廿七日、從一位行左大臣臣藤原朝臣頼長上表

(4) 韻台内外の文書を掌り 久安七年（一一五二）正月十日、内覽の宣旨を蒙つたことを言うか。

(5) 羽林左右の武備を賜り 久安七年（一一五二）正月二十二日、兵仗の宣下を賜つたことを指す。

(6) 峻秩 高い官位・俸禄。

(7) 今茲に厄会を慎むべし 底本「今茲厄会可慎」。読めないが、とりあえず上記の如く読んでおく。「厄会」は災いの巡り合わせ。

(8) 朝撰 職務に精励させるために朝廷が恩賞を与えること。

(9) 皇鑒曲照 天皇の鑑識が普く照らすこと。

(10) 相位を台司に避け 左大臣を辞職することを指すか。

(11) 兵仗を本府に返し 兵仗を辞退すること。

(12) 衡門の風を追ふと雖も 底本「雖追衡門之風」。傍線部、諸本「惟追」「追退」「椎退」など日々。「衡門」は隠者の門。隠棲することを言うか。なお、『兵範記』所引文では「追」が「退」とあり、意味がより明白である。

(13) 凤闕の月に趨かんとす 「鳳闕」は宮城。『兵範記』では「趨」が「拝」とある。

(14) 觗面忼迫 恥じ苦しむこと。

二十八日 甲申。午の刻に得長寿院に参る。観音講に依りてなり。未の刻に、両院（法皇・美福）臨幸す。申の刻に事訖り、皇后宮に参り宿す（此の宮に渡御の後、吉日に依りて初

めて参り宿するなり）。酉の刻に、大夫、春季御讀経の僧名を定め申す。権大進敦任執筆す。少進雅亮御讀経の事を行ふ（□なきに依りて執筆せず）

【校異】

(イ) □なきに依りて 底本「依無□」。京一、京二、書三、書五には「依無才」とある。

【注】

(1) 皇后宮 藤原多子。保延六年（一一四〇）～建仁元年

（一一〇一）。藤原公能の女。頼長の養女として、久安六年（一一五〇）正月十日近衛帝に入内、同三月十四日立后。『平家物語』（卷一 一代の后）で名高く、また『今鏡』（藤波の下第六 宮城野）にも言及がある。多子の入内・立后を図る頼長に対し、忠通が、伊通の女の皇子を養女として、これに対抗したことはよく知られるところであり、『台記』にもその経緯が詳述されている。

(2) 此の宮に渡御の後 久寿元年（一一五四）十一月十六日、それまで居所としていた大炊御門烏丸御所の火災により、多子は、三条西洞院の実父公能の邸に難を逃れた（『台記』）。この時の多子の居所は定かでないが、或いは高松殿か（『兵範記』久寿三年二月五日条）。

(3) 大夫 皇后宮大夫藤原公能。
(4) 春季御讀経 季御讀経は二月と八月に大般若經を講じ

る儀式。ここは、「諸院宮御読経」（『年中行事秘抄』二月）に該当するもので、朝廷ではなく、皇后宮（多子）で行われるものか。

二十九日 乙巳。午の刻に得長壽院に参る。未の刻に、両院臨幸す。事未だ訖らざるに新院に参る。⁽¹⁾召しに依りて御前に参る。次いで退出せしむ。

【注】

(1) 新院 先帝の崇徳院。元永二年（一一一九）～長寛二年（一一六四）。鳥羽の第一皇子で、当今近衛の異母兄。『新大系人物』参照。

三十日 丙午。夜に入りて外記日食の奏を持ち來たる。經憲（職事）伝へ覽す。見了りて返し給ふ。